

The “Freedmen” Citizenship Dispute in the Cherokee Nation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-04-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 円 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/7226

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



チェロキー・ネイションにおける「解放民」の市民権問題

佐藤 円

キーワード：チェロキー・ネイション、解放民、市民権、主権免除、人種主義

はじめに

アメリカ合衆国（以下適宜アメリカと略す）の先住民部族¹は、歴史的にアメリカ政府（以下文脈によって連邦政府とする）から主権を持つ独立した「国家」として扱われてきた。それは、かつて軍事的に優勢であった先住民部族を無視してその領土を奪うことができなかったという現実が生み出した「外交的慣行」であった。先住民部族の領土は、戦争や売買交渉の末に、先住民部族には独立した「国家」としての主権があるとの前提で結ばれた条約に基づいて獲得されてきたのである。しかし19世紀後半になり、先住民部族の弱体化が明白になると、このような「慣行」は実情に合わないとして廃止され、先住民部族は「国家」ではなく、単なる軍事的な征服の対象となっていった。こうしてほとんどの先住民部族は一方的に領土を奪われ、19世紀の末までに代替え地として与えられた保留地へ収容されて、アメリカの一般社会からは隔離されることとなった。その後アメリカ政府は、保留地に収容した先住民たちに文化的同化を強要し、その一方で部族を解体して先住民をアメリカ社会に統合する政策を推し進めた。その結果多くの先住民部族は、20世紀を迎えるころまでに、それまで領土と認められていた保留地も失い、政治的なまとまりを失っていった。

そのようにして部族を解体された先住民たちも、1930年代にインディアン再組織法（Indian Reorganization Act）が制定され、また1960年代以降に公民権運動に触発された先住民の自決運動が活発化すると、あらためて部族を政治的に再建する動きを見せ始めた。その背景には、20世紀の前半、アメリカ政府の目論見に反して、部族を解体された先住民の同化やアメリカ社会への統合が進まず、むしろ先住民たちが旧保留地周辺で極度に貧

1 近年日本では、「部族」あるいは「～族」という用語を「民族」の同意語として特定の地域の民族や先住民にのみ使用することについて、その西洋中心主義的で植民地主義的な差別性を文化人類学者などが厳しく批判している。ただし歴史研究である本稿においては、そのような今日的批判の妥当性を承認しつつも、用語が変更されることによって不可視化される「部族」や「～族」という用語が持つ歴史性や政治性をむしろ検討対象とする立場から、暫定的に使用し続けることにする。

困化していたという状況があった。そのような状況を改善するためにアメリカ政府は、一旦解体した部族を先住民に改めて組織させ、一定の自治権を与えて、それを母体に先住民自身に経済的な自立を模索させるという政策を採用した。これに対して先住民の側も、このアメリカ政府の政策転換を主権回復の機会と捉え、1960年代以降積極的に部族の再建に乗り出していった。²

本稿で取り扱うオクラホマ州に本拠をもつチェロキー族もそのような先住民部族の一つで、1975年には新部族憲法を制定し、翌1976年に部族政府を樹立して正式に先住民国家チェロキー・ネイション・オブ・オクラホマ（Cherokee Nation of Oklahoma, 以下チェロキー・ネイションと略す）として部族を再建した。ただしこの再建したチェロキー・ネイションは、かつてのような一つのまとまった領土に対して完全な主権を有する独立した「国家」ではなく、アメリカ政府の保護下で一定の自治権を付与された「準主権国家」とも言うべき存在であった。³そしてその任務は、チェロキー・ネイションの市民権をもつ人々に対して、アメリカ政府から提供される各種の財政援助や独自の財源を使って、医療、教育、住宅建設、失業対策、固有文化の保護育成など、様々な行政サービスを提供することであった。その際にチェロキー・ネイション政府にとって重要になったのが、誰がそのような行政サービスを受ける資格を有する市民であるかを確定することであった。し

2 U. S. Statutes at Large, 48, pp. 984-988. このインディアン再組織法は、提案者バートン・K・ホイラー（Burton K. Wheeler）とエドガー・ハワード（Edgar Howard）の名から通称ホイラー-ハワード法〔Wheeler Howard Act〕とも呼ばれている。なおオクラホマ州とアラスカ州に居住していた先住民は、当初同法の適用から除外されていたが、1936年にオクラホマの先住民に対してはオクラホマ先住民福祉法（Oklahoma Indian Welfare Act）が制定され、またアラスカの先住民向けにはインディアン再組織法の修正が行われて、インディアン再組織法と同様の規定が適用されるようになった。インディアン再組織法については、野口久美子「インディアン再組織法一部族の自治、自活に向けて」阿部珠理編『アメリカ先住民を知るための62章』（明石書店、2016年）51-55頁を参照。

3 最近まで再建されたチェロキー・ネイションの領土（保留地）は、オクラホマ州が設置される際に個人所有地に解体され消滅したと認識されていたが、2020年7月の連邦最高裁判所判決によって、1906年のオクラホマ州設立法（Oklahoma Enabling Act）によっては、当地にあった先住民保留地が実際には解体されていなかったこと、またその結果その土地で先住民が犯した犯罪に対する先住民部族の司法権も依然として消滅していないことが改めて認められた。McGirt v. Oklahoma, Supreme Court of the United States, case no. 18-9526, July 9, 2020, https://www.supremecourt.gov/opinions/19pdf/18-9526_9okb.pdf (accessed December 19, 2021); “Supreme Court’s Earthshaking Decision: Eastern Oklahoma is Still Indian Country,” *Indianz.com*, July 15, 2020, <https://www.indianz.com/News/2020/07/15/supreme-courts-earthshaking-decision-eas.asp> (accessed December 22, 2021); 「米最高裁 先住民居留地と認定」『しんぶん赤旗』2020年7月12日、https://www.jcp.or.jp/akahata/aik20/2020-07-12/2020071205_01_1.html（2021年12月22日アクセス）。

かしそのことが、これまで種々の問題を引き起こしてきた。

そのうち最も注目を集めてきたものが、20世紀初頭に解体されたかつてのチェロキー・ネイションの市民権を持っていた黒人⁴の元部族民やその子孫たちが、再建されたチェロキー・ネイションに市民権を求めて申請してきた際に、彼らの市民権取得を認めるのかどうかという問題であった。そもそもこの申請者たちの祖先は、南北戦争が終わるまではチェロキー族が所有していた奴隷であったが、南北戦争が終結した後の1866年にチェロキー族がアメリカ政府と締結した条約の規定によって奴隷身分から解放されて、チェロキー・ネイションの市民としての資格が与えられていた人々であった。このような黒人の元部族民や、そのような人を祖先に持つ人々が、再建されたチェロキー・ネイションに対して市民権取得の申請を行った際に、チェロキー・ネイションの側は、あくまでその申請者が19世紀末にアメリカ政府が作成した部族民名簿であるインディアン・テリトリーの文明5部族⁵の市民および解放民最終名簿（Final Rolls of Citizens and Freedmen of the Five Civilized Tribes in Indian Territory, 通称ドーズ委員会名簿〔Dawes Commission Rolls〕、以下通称で表記）のチェロキー族の綴りにおいて、「血統によるチェロキー族（Cherokee by blood）」と分類された人物の子孫であることを証拠書類で証明するよう求めていた。しかし同名簿において祖先が「チェロキー族の解放民（Cherokee freedmen）」と分類されていた申請者たちの多くは、そのような証明をすることができず、チェロキー・ネイションの市民権取得を認められてこなかった。この問題は黒人に対する先住民の人種差別であるとして政治問題化し、アメリカ政府を巻き込んで、これまで主に司法の場で元部族民であった「チェロキー族の解放民」の子孫たちとチェロキー・ネイションの間で争われてきた。

筆者はすでにいくつかの論考で、チェロキー族で行われていた黒人奴隷制度やチェロキー族における人種意識、そして南北戦争後のチェロキー族における奴隷解放と元奴隷であった解放民へのチェロキー・ネイション市民権の付与、さらには1976年に再建されたチェロキー・ネイションにおける市民権申請をめぐるチェロキー・ネイションと元部族民であった「チェロキー族の解放民」の子孫との争いについて論じてきたが、それらの論考を執筆した時点では、この元部族民であった「チェロキー族の解放民」の子孫たちとチェロキー・

4 人種主義を排し、表現の厳密さを求めるならば、「黒人」という呼称ではなく「アフリカ系アメリカ人」などの呼称を使用すべきであろうが、人種主義について扱う本稿では、あえて黒人と見なされてきた人々の総称として「黒人」という呼称を必要に応じて使用していく。これは、「インディアン」や「白人」といった呼称についても同様である。ただし本稿の主要部分では「黒人」ではなく、本稿の論旨に従い「解放民」や「解放民の子孫」などの呼称を使用していく。

5 文明5部族（Five Civilized Tribes）とは、早くから白人文化を受容したチェロキー族、クリーク族、チョクトー族、チカソー族、セミノール族の5部族に対して、そのように白人文化を受容することこそが「文明化」であるという19世紀当時の価値観に基づき名づけられた呼称である。

ネイションが市民権問題をめぐって争っていた裁判が決着しておらず、裁判やそれ以外の場での当事者たちの主張や、そこから立ち現れる問題について、必ずしも十分な検討ができていなかった。⁶しかし2017年8月について連邦地方裁判所がこの問題をめぐる裁判において「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権取得を認めるようにチェロキー・ネイションに求める判決を下し、またその判決を受け入れたチェロキー・ネイション最高裁判所が2021年2月に連邦地方裁判所の判決の沿う形でこの問題を最終決着させる命令を出したことにより、現在では「チェロキー族の解放民」やその子孫とチェロキー・ネイションの争いの全体を見通しながらこの問題を論じる環境が整った。そこで本稿では、「チェロキー族の解放民」やその子孫のチェロキー・ネイションにおける市民権問題が、今日の決着にいたるまで、どのような歴史の過程をたどってきたのかをまとめ、そのうえで筆者なりになぜこのような問題が先住民国家で発生するのかについて論じていこうと思う。

すでに「チェロキー族の解放民」に関しては、いくつかの先行研究が存在している。⁷そのうち本稿では、南北戦争から20世紀初頭のオクラホマ州成立までの時期の「チェロキー族の解放民」について検討したダニエル・F・リトルフィールド・ジュニア (Daniel F. Littlefield, Jr.) の歴史研究 *The Cherokee Freedmen*⁸ と、南北戦争以前から21世紀初頭までを幅広く扱うセリア・E・ネイラー (Celia E. Naylor) の歴史研究 *African Cherokees in Indian Territory*⁹ を、また「チェロキー族の解放民」やその子孫たちの市民権問題を扱ったものなかでは基本文献となっている文化人類学者サーシ・スターム (Circe Sturm) の *Blood Politics*¹⁰ を主に参照しながら、アメリカ議会の記録やチェロキー・ネイションの憲法を含

6 佐藤円「インディアンと『人種』イデオロギー—チェロキー族の黒人奴隷制を事例に—」川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』(名古屋大学出版会、2005年)、88-112頁。同「チェロキー—混血と強制移住が生み出した多様性」富田虎男、スチュアート・ヘンリ編『ファースト・ピープルズの現在』〔講座世界の先住民族、第7巻〕(明石書店、2005年)、69-85頁。同「チェロキー族における『市民権問題』」『歴史学研究』第848号(2008年12月)21-33頁。

7 「チェロキー族の解放民」を含む旧インディアン・テリトリーの文明5部族における解放民と先住民に関する歴史研究の動向全般については、岩崎佳孝「南北戦争後の黒人解放民とアメリカ先住民—研究の動向と今後の展望」『立教アメリカン・スタディーズ』第32号(立教大学アメリカ研究所、2010年)161-180頁に詳しい。

8 Daniel F. Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen: From Emancipation to American Citizenship* (Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1978).

9 Celia E. Naylor, *African Cherokees in Indian Territory: From Chattel to Citizens* (Chapel Hill, North Carolina: University of North Carolina Press, 2008).

10 Circe Sturm, *Blood Politics: Race, Culture, and Identity in the Cherokee Nation of Oklahoma* (Berkeley: University of California Press, 2002).

む各種の法律を史料に使いつつ歴史の経過を説明していく。ただし研究としては比較的新しいネイラーとスタームの研究も、2000年代初頭までの時期までしか扱っていないため、2008年以降の状況については、連邦裁判所やチェロキー・ネイションの裁判所の判決文などの裁判資料、アメリカ議会やチェロキー・ネイション政府の記録、各種メディアの報道などを利用しながら整理していきたい。

1. 南北戦争以前のチェロキー・ネイションにおける市民権

もともと現在のジョージア州、テネシー州、アラバマ州を中心としたアメリカ南東部に居住していたチェロキー族は、18世紀の後半以降積極的に白人文化の摂取に努め（いわゆる「文明化」）、1827年には独自の憲法を制定して政府機関を整えるなど、主権を持つ独立した「国家」としてのチェロキー・ネイションの体制を整えることで、当時アメリカ政府が推し進めていた強制移住政策に抵抗していた。しかし1830年に、ミシシッピ川以東の先住民諸部族をミシシッピ川以西のまだ州が設立されていない地域に大統領権限で移住させることができるようにするインディアン強制移住法（Indian Removal Act）が制定され、さらに1835年にはチェロキー族の移住条約であるニュー・エチョータ条約（New Echota Treaty）が部族を代表しない一部の部族民との間で締結されるにおよび、ついに1838年から39年にかけて、ほとんどの部族民がインディアン・テリトリー（現オクラホマ州）へと強制移住させられた。この強制移住は、「涙の旅路（Trail of Tears）」として一般にもよく知られている。

さてこのチェロキー・ネイションでは、すでにこの強制移住以前からその市民権について、1827年に独自に制定した憲法によって以下のように定めていた。すなわち、その第1条第2節において、「…立法府は、いかなる時にどのような個人あるいは集団がこの国への復帰を求めて請願を議会に提出した場合でも、法律に基づき市民権に含まれるすべての権利の再取得を認める権限を有する」と定め、また第3条第4節において、「年齢が25歳に達した自由人のチェロキー族の男性市民以外には、議会に議席を占める資格を認めない。チェロキー族の男性がアフリカ人種以外のすべての自由人の女性との間にもうけた子孫には、チェロキー族の女性がすべての自由人の男性との間にもうけた子孫と同様に、その両親がこの国の慣習や法に従い夫婦として共に暮らしてきたと推定できる場合には、この国におけるすべての権利と特権が与えられる。また父親か母親が、黒人やムラトール（黒人との混血—引用者付記）である者は、この政府の下で報酬、信任、または名誉をとまなう公職につくことはできない」と定めていた。さらに同じ第3条第7節では、「（黒人で、あるいは白人やインディアンの男性が黒人の女性との間にもうけた子孫で自由が与えられた者を除く）すべての自由人の男性市民は、年齢が18歳に達すると、公職を選ぶ選挙で

投票する権利が平等に与えられる」とも定めていた。¹¹これらの条文の意図するところは、チェロキー・ネイションでは、その市民権を承認する権限はチェロキー・ネイション議会にあること、また完全な市民権は自由人であるチェロキー族と、自由人のチェロキー族とその他の自由人（ほとんどが白人）との結婚によって生まれた子供には付与されるが、黒人奴隷や、黒人奴隷との混血者（mulatto）で解放されて自由身分を得た者には、たとえ市民権が付与されることがあったとしても、公民権が著しく制限されたものであったということである。

さらに当時のチェロキー・ネイションでは、自由人のチェロキー族と結婚したその他の自由人（ほとんどが白人）には、その結婚が継続している間はチェロキー・ネイションの市民権が付与されるが、その一方で黒人奴隷とインディアンもしくは白人との結婚は違法であることも、憲法以外の法律によって定められていた。¹²このような人種的に黒人を排除しようとする市民権の規定は、強制移住後にインディアン・テリトリーで再建されたチェロキー・ネイションにおいて1839年に制定し直しされた憲法でも変更されず、南北戦争まで存続した。¹³

2. 奴隷解放とチェロキー・ネイションの市民権

南北戦争が勃発するとチェロキー・ネイションでは、内部が北部支持派と南部支持派に分裂した。黒人奴隷を所有する人々の大部分は南部に与したが、黒人奴隷を所有しない一般のチェロキー族の多くは、北部を支持しつつ中立を守ろうとした。しかし結果的にはどちらの側も戦争に巻き込まれ、チェロキー・ネイションも戦場となり荒廃した。その最中の1863年2月には、北部支持派がリンカンの奴隷解放宣言に呼応して、チェロキー・ネイション領内での奴隷制廃止を宣言する法律を北部軍に守られながら開催した議会で制定した。この奴隷解放令は同年6月に発効したが、南部を支持する黒人奴隷所有者から黙殺されたため、リンカンの宣言がそうであったように、ほとんど効力を持たなかった。¹⁴

南北戦争が終結すると、憲法修正によって奴隷制を正式に廃止したアメリカ政府は、自らの再建政策との整合性を求めるように、チェロキー・ネイションに対しても奴隷制の完

11 Constitution of the Cherokee Nation of 1827, art. 1, sec. 2, art. 3, sec 4 and 7, in *Laws of the Cherokee Nation: Adopted by the Council at Various Periods* (Tahlequah: Cherokee Advocate Office, 1852), pp. 119-121.

12 Resolutions, passed on November 2, 1819, in *Laws of the Cherokee Nation* (1852), p.10; Resolutions, passed on October 15, 1829, in *ibid*, pp.131-132.

13 Constitution of the Cherokee Nation of 1839, art. 1, sec. 2, art. 3. sec. 5 and 7, in *The Constitution and Laws of the Cherokee Nation: Passed at Tahlequah, Cherokee Nation, 1839-51* (Tahlequah: Cherokee Nation, 1852), pp. 5-7.

14 Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, pp. 15-16.

全な廃止と、奴隷から解放された黒人解放民にチェロキー・ネイションの市民権を付与するように求めてきた。南部に与した人々を抱えており、南北戦争の敗者として扱われていたチェロキー・ネイションには、この要求を呑む以外の選択肢はなく、1866年7月にアメリカ政府との間で締結した講和条約において、黒人解放民に市民権を付与することに同意した。すなわち同条約第9条において、「チェロキー・ネイションは、議会の制定法によって1863年2月に自主的に奴隷制を永久に廃止したが、そのことにより、適切な手続きを経て有罪と宣告された当事者に対して上記の部族の全構成員に等しく適用される法律によって与えられた刑罰である場合を除いて、今後その国内に奴隷制もしくは自発的ではない苦役を決して存在させないことを誓約し、それに同意する。さらにチェロキー・ネイションは、元所有者の自発的な行為もしくは法律によって自由となった全ての解放民に加えて、反乱（南北戦争—引用者付記）の勃発時にその国内居住していた、もしくは現在居住している、あるいは今後6ヶ月以内に帰還する全ての自由黒人が、生まれながらのチェロキー族が持つすべての権利を持つようになることにも同意する。以上は、チェロキー・ネイションで解放された奴隷を所有していた者が、いかなる補償も手当も奴隷解放によっては得ないという条件で実行される」¹⁵と定められたのである。

このような条約によるアメリカ政府との取り決めに履行するためにチェロキー族は、1866年11月に開催したチェロキー・ネイション議会において、強制移住後の1839年に制定し直した憲法の市民権にかかわる第3条第5節の規定を次のように修正した。すなわち「・・・生まれながらのチェロキー族、合法的にチェロキー・ネイションの構成員として受け入れられた（他部族の—引用者付記）インディアンや白人、さらに所有者から自発的に解放されたか、法律によって自由となった解放民でチェロキー・ネイションの領域内に居住している者、そして自由黒人で反乱勃発時にこの国にいた者、あるいは現在この国に居住している者、さらには1866年7月19日から6カ月以内に帰還した者、およびその子孫でチェロキー・ネイションの領域内に居住している者は、チェロキー・ネイションの市民と見なされ、そのように扱われるものとする。」¹⁶さらに憲法に新たに第7条を付け加え、その第1節で、「今後チェロキー・ネイションにおいては、犯罪に対する刑罰である場合

15 Treaty with the Cherokee, 1866, https://d3gqux9sl0z33u.cloudfront.net/AA/AT/gambillingonjustice-com/downloads/233893/Cherokee_Treaty_of_1866.pdf (accessed November 3, 2021).

16 Amendments to Art. 3 Sec. 5 to the Constitution of the Cherokee Nation, in *Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (St. Louis: R. & T. Ennis, Stationers, Printers and Book Binders, 1875), p. 25. なお、この憲法の改正では「1866年7月19日から6カ月以内に帰還した者」と、6ヶ月の帰還期限の開始日を1866年7月19日に設定していたが、この日は1866年の条約が締結された当日であった。しかしその後の裁判やアメリカの法令などでこの帰還期限が言及される場合には、1866年の条約が7月27日に批准され、8月11日に布告されたことから、8月11日を6ヶ月の帰還期限の開始日と認定している。

を除いて、奴隷制もしくは自発的ではない苦役は決して存続させない」¹⁷と奴隷制の廃止を憲法の規定として明文化した。

この憲法の修正によって、解放民や自由黒人は法的にチェロキー・ネイションの市民権を持つチェロキー族の一員と認められたはずであった。しかし、市民権取得を認められた解放民や自由黒人のチェロキー市民が実際に「生まれながらの」チェロキー族と完全に平等な権利を享受することをチェロキー・ネイションは認めなかった。それが顕わになったのが、1870年代以降チェロキー・ネイションがアメリカ政府にその領土を売却し、それによって生じた売却益を市民に分配しようとした時であった。この部族資産の分配に関してチェロキー・ネイション議会は、1883年5月に分配対象を「チェロキー族の血統によるチェロキー・ネイションの市民 (citizens of the Cherokee Nation by Cherokee blood)」に限定するという法律を制定したのである。¹⁸このような措置は、解放民や自由黒人の市民のみならず、他部族出身の先住民市民や白人市民の権利を侵害するものであったため政治問題化し、結果的にアメリカ政府の介入を招くこととなった。この問題への対処としてアメリカ議会は、1888年10月に解放民や自由黒人の市民や他部族出身の先住民市民などにも平等に部族の資産を分配するように命ずる法律を制定し、分配対象となるチェロキー族の血統をひかない市民を把握するための名簿を作らせるために係官をチェロキー・ネイションに派遣した。チェロキー・ネイションはそのような名簿作りには反対したが、それを押し切って1889年から1893年にかけてまとめられた解放民用の名簿には、解放民と区別されずに記録された自由黒人も含めて3524人の黒人市民が部族資産の分配対象者として登録された。この名簿は、その作成責任者の名前からウォーレス名簿 (Wallace Roll) と呼ばれている。¹⁹

このようなアメリカ政府の介入があったにもかかわらず、チェロキー・ネイションは作

17 Constitution of the Cherokee Nation, art. 7, sec. 1, in *Constitution and Laws of the Cherokee Nation* (1875), p.27.

18 An Act Providing for the Payment of the Balance due to on Lands West of 96°, per capita, passed by the Constitutional Two-Thirds of National Council, May 19, 1883, in *Laws and Joint Resolutions of the Cherokee Nation, Enacted during the Regular and Special Sessions of the Years 1881-2-3* (Tahlequah: Cherokee Nation, 1884), pp. 139-140; Sturm, *Blood Politics*, 74-77; Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, p. 167; Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, p. 119; Morris L. Wardell, *A Political History of the Cherokee Nation, 1838-1907*, 2nd ed. (Norman: University of Oklahoma Press, 1977), pp. 233-234.

19 *U. S. Statutes at Large*, vol. 25, pp. 608-609; U. S. Office of Indian Affairs, *Annual Report of Indian Affairs, 1896* (Washington DC: Government Printing Office, 1896), pp. 472-475; Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, pp. 138-141, pp. 148-159; Sturm, *Blood Politics*, p. 77; Wardell, *A Political History of the Cherokee Nation*, pp. 233-237; Wallace Rolls of Cherokee Freedmen in Indian Territory, ca. 1890-ca.1896, <https://www.archives.gov/research/native-americans/rolls/wallace.html> (accessed November 21, 2021).

成が続けられていたウォーレス名簿の精度には疑問があるとして、引き続き解放民や自由黒人の市民を部族資産の分配対象とすることに難色を示したため、アメリカ議会は改めて1890年10月にチェロキー・ネイションの市民権にかかわる裁定は連邦請求裁判所で行うとする法律を制定した。それを受けて、解放民や自由黒人の市民が連邦請求裁判所に部族資産の分配を受ける資格の確認を求めて提訴し、その判決が1895年5月に下された。ここでは、チェロキー・ネイションの主権はアメリカ政府との条約で負った義務に反して行使することはできず、解放民や自由黒人の市民の権利の否定は1866年の条約の内容と矛盾しており無効であると宣告され、彼らを含む「血統によるチェロキー族」ではない市民にも部族資産の分配を受ける権利があることが改めて確認された。さらに連邦請求裁判所は、翌1896年2月に部族資産の分配対象となる「血統によるチェロキー族」ではない市民を確定するために、アメリカ政府、チェロキー・ネイション、解放民の三者の代表からなる調査官を選任して、もう一度新しい名簿を作成するように命じた。それらの調査官によって1897年に完成した名簿には、前回のウォーレス名簿から漏れていた分も含めて4582人の解放民や自由黒人の市民が登録され、それに基づいて解放民や自由黒人の市民にも領土の売却益が分配された。この名簿は、その作成者の名前からカーン・クリフトン名簿（Kern-Clifton Roll）と呼ばれている。²⁰

3. ドーズ委員会名簿の作成とチェロキー・ネイションの解体

以上のように、当時のアメリカ政府が市民権をめぐる争いというチェロキー・ネイションの内政問題に介入してきた背景には、1887年2月にアメリカ議会で成立した一般土地割当法（General Allotment Act, 以下この法律の通称であるドーズ法と表記）に基づいて、先住民部族とその領土（保留地）を解体していこうと計画していたという事情があった。この先住民政策は、具体的には先住民部族の共有財産である保留地を部族民に家族単位の個人所有地として割り当てることによって保留地を解体し、同時に個人所有地を割り当てられた部族民にアメリカ市民権を与えて農民法化し、最終的にはアメリカ社会に吸収して、

20 *U. S. Statutes at Large*, vol. 26, pp. 636-637; Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, pp. 161-173, pp. 180-184; Sturm, *Blood Politics*, pp. 77-78; Wardell, *A Political History of the Cherokee Nation*, pp. 237-238. なお、このカーン・クリフトン名簿に登録された黒人市民の人数について、Sturmは*Blood Politics*で約5600人、またLittlefield, Jr.は*The Cherokee Freedmen*で4552人と述べている。しかし実際のカーン・クリフトン名簿を確認すると、そこには4587人の名前が登録されており、ここではそれに従うことにする。Kern-Clifton Roll and Additional Resources, <https://www.archives.gov/research/native-americans/rolls/kern-clifton.html> (accessed November 21, 2021).

先住民部族そのものを消滅させるというものだった。²¹ それを実行するために、アメリカ政府はこの政策の対象となる先住民部族で、土地の割り当て対象となる部族民の数を把握する必要に迫られていたのである。

すでに農民化を遂げていたチェロキー族を含むインディアン・テリトリーに暮らす諸部族は、当初自主的に部族を解体してアメリカ市民となることを期待されていたため、ドーズ法の対象から除外されていた。しかし1893年3月にアメリカ議会がインディアン歳出法（Indian Appropriations Act）²²を制定したことによって、他部族と同様に土地割り当て政策に組み込まれることが一方的に決められた。その結果インディアン・テリトリーには、各部族との交渉のためにヘンリー・L・ドーズ（Henry L. Dawes）を委員長とする使節（ドーズ委員会）が派遣された。このような動きに対してチェロキー・ネイションは、アメリカ政府と締結した条約が彼らの自治と領土を保障しているとして反対したが、同じような立場に追い込まれていたインディアン・テリトリーの他の部族がアメリカ政府の要求を受け入れたこと、さらには1898年7月にアメリカ議会で、インディアン・テリトリーの諸部族の政府を解体し、その土地領有権を消滅させることを目的としたインディアン・テリトリー住民保護法（Act for the Protection of the People of the Indian Territory and, for Other Purposes, 以下この法律の通称であるカーティス法と表記）²³が先住民部族側の意向を再度無視して制定されるにおよび、ついに抵抗を断念した。これにより、翌1899年からチェロキー族の土地の割り当て対象者を確定するためのチェロキー市民の名簿の作成が、インディアン・テリトリーの他の「文明5部族」のものと一緒に前述のドーズ委員会によって進められ、インディアン・テリトリーが解体されてオクラホマ州が成立する8ヶ月前の1907年3月に、ドーズ委員会名簿としてその最終版が完成した。²⁴

このドーズ委員会名簿のチェロキー族の綴りに、土地の割り当て対象となるチェロキー・ネイションの市民として登録されたのは全体で4万1798人であったが、名簿上それらの人々は、インディアン、白人、黒人という「人種」ごとに分類され、別々に登録されていた。このうちインディアンと分類されていたのは、「血統によるチェロキー族」の3万6391人と南北戦争後にチェロキー・ネイションの市民権が認められた「デラウェア族出

21 *U. S. Statutes at Large*, vol. 24, pp.388-391; 土地割り当て政策については、富田虎男『アメリカ・インディアンの歴史』第3版、（雄山閣出版、1997年）168-176頁、野口久美子「一般土地割当法－文明化への幻想と現実」阿部編、前掲書、41-45頁を参照。

22 *U. S. Statutes at Large*, vol. 27, p. 645.

23 *U. S. Statutes at Large*, vol. 30, pp. 495-519. 同法は提案者チャールズ・カーティス（Charles Curtis）の名から通称としてカーティス法と呼ばれている。

24 Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, pp. 187-188, pp. 214-221, pp.225-238; Sturm, *Blood Politics*, pp. 78-79, pp.172-173; Wardell, *A Political History of the Cherokee Nation*, chapter 15.

身のチェロキー族 (Delaware Cherokees)」の197人であったのに対して、白人と分類されていたのは「結婚によってチェロキー族となった者 (Cherokees by intermarriage)」の286人で、また黒人と分類されていたのは「チェロキー族の解放民 (Cherokee freedmen)」の4924人であった。このうちインディアンと分類された市民だけには、「純潔」や「二分の一」といった各人の先住民としての血統量 (blood quantum) が記録されていたが、その血統量が示す先住民の混血対象はあくまで白人であった。つまり、ドーズ委員会の判断によれば、先住民と白人の混血者は人種的には「インディアン」だったということである。これに対して、「チェロキー族の解放民」とされた人々のなかにも、チェロキー族との混血者が少なからずいたが、彼らは「血の一滴の掟 (one-drop rule)」によって、人種的には「黒人」と分類され、混血の割合など一切考慮されずに「チェロキー族の解放民」として登録されたのである。ただし、このような「人種」による分類は、土地の割り当てを受ける権利そのものには影響を与えず、ドーズ委員会名簿に登録されたすべてのチェロキー・ネイション市民は、チェロキー・ネイションの解体に際して等しく個人所有地の割り当てを受け、アメリカ市民権も付与された。²⁵

その一方で、このドーズ委員会名簿に「チェロキー族の解放民」として登録された人々は、ドーズ委員会名簿より前に部族資産の分配対象となるチェロキー・ネイションの解放民や自由黒人の市民を確定するために作成されたウォーレス名簿やカーン・クリフトン名簿に登録された人々と完全に一致してはいなかった。例えば、1902年10月にドーズ委員会が解放民の市民権登録申請を締め切った時点において、カーン・クリフトン名簿には登録されていた1659人がドーズ委員会名簿には登録されていなかった。これらのドーズ委員会名簿から漏れた人々やその子孫たちは、1940年代後半にチェロキー族解放民協会 (Cherokee Freedmen's Association) を組織し、1951年になると、過去の先住民部族への不当な諸措置に対する補償を裁定する機関として1946年に設置されたインディアン請求委員会 (Indian Claim Commission) に訴えを起し、自分たちのチェロキー・ネイション市民としての権利の承認と経済的な損失に対する補償を求めた。結局この訴えは、1964年に、彼らが先住民部族ではなく個人であるために、先住民部族との問題を裁定するために設けられたインディアン請求委員会に訴えを起す資格がなく、また請求委員会には先住民部族の内政問題に関して裁定を下す権限がないとの理由で退けられた。²⁶

25 Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, p. 238; Sturm, *Blood Politics*, p. 79, p. 221, n. 25; Wardell, *A Political History of the Cherokee Nation*, chapter 15; Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, p. 181; Final Rolls of Citizens and Freedmen of the Five Civilized Tribes in Indian Territory, <https://catalog.archives.gov/id/300321> (accessed November 21, 2021). なおドーズ委員会名簿は1914年に修正が加えられて、チェロキー市民の総数は4万1835人、そのうち解放民は4919人と変更されている。

26 *Indian Claims Commission Decisions*, vol. 10, pp. 109-136a; Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, p. 231, pp.

このように、多くのチェロキー・ネイションの解放民や自由黒人がドーズ委員会名簿に登録されなかったのは、登録申請の際の資格審査が厳格であったことも理由の一つであった。特に審査の際に、1866年にチェロキー・ネイションがアメリカ政府と締結した条約や同年に修正されたチェロキー・ネイション憲法の規定にある、解放民や自由黒人で南北戦争勃発時にチェロキー・ネイションにいた者、あるいは現在チェロキー・ネイションに居住している者、さらには指定期日から6カ月以内に帰還した者にチェロキー・ネイションの市民権を付与するという条件に申請者が合致しないか、合致していても、それを証明することが難しい場合には、名簿への登録が拒否されていたのである。前述の通り、ドーズ委員会名簿の正式名称は「最終名簿」であり、カーティス法で解体が決まったチェロキー・ネイションにおいて、個人所有地の割り当て資格を持つチェロキー市民を最終的に確定するものだっただけに、そこへ市民としての登録を拒否された解放民や自由黒人は、土地の割り当てを受けられなかったばかりか、奴隷制を背景としたチェロキー族との歴史的な紐帯を一方向的に絶たれることになった。²⁷

4. チェロキー・ネイションの再建と市民権登録

1906年にチェロキー・ネイションが解体され、翌1907年にオクラホマ州が設置された以降も、個人所有地を割り当てられ、アメリカ市民権を付与された元チェロキー・ネイション市民の多くは、チェロキー・ネイションの領土があったオクラホマ州北東部に留まり続けた。それらの人々をまとめる公的な政治機関は存在しなかったが、その一方でアメリカ大統領がチェロキー族を代表させるために大族長（principal chief）²⁸を任命して、チェロキー・ネイション解体後に発生したチェロキー族に関わる問題の処理に当たらせていた。

241-242.; Sturm, *Blood Politics*, p. 173-178. インディアン請求委員会について詳しくは、川浦佐知子「インディアン請求委員会—先住民の土地返還請求とその顛末」阿部編、前掲書、77-81頁参照。

27 *Indian Claims Commission Decisions*, vol. 10, p. 123; Littlefield, Jr., *The Cherokee Freedmen*, pp. 239-240; Sturm, *Blood Politics*, p. 174-175.

28 もともとアメリカ南東部に居住していたころからチェロキー族は多くの集落から構成された非常に分権的な政治制度を有しており、特定の個人が部族全体を統括してはおらず、多数の族長たち（chiefs）による合議制で物事を決めていた。しかしアメリカ政府などとの外交交渉を行う際に部族を代表する役職が必要になったことで大族長職が設けられ、それが1827年制定のチェロキー・ネイション憲法で明文化された。それ以降チェロキー族の代表は、大族長と呼ばれるようになった。詳しくは佐藤円「チェロキー族における部族政府の組織化—18世紀初頭から1820年代まで」『法政史学』第49号、1997年3月、31-57頁；同前「寡頭制か民主制か—強制移住以前のチェロキー族の政治体制に関する評価をめぐって」『法政史学』第50号、1998年3月、104-139頁を参照。

とりわけ1946年に前述した先住民部族に対する過去の不当な諸措置について補償するためにインディアン請求委員会が設置されると、チェロキー族に対する補償を求めて請求委員会に提訴する際には、この大統領に任命された大族長とそれに率いられた執行委員会がチェロキー族の仮の政府の役割を果たすようになり、提訴によって獲得された補償金を元チェロキー・ネイション市民へ分配するなどの任務を担うようになった。²⁹

しかしこのチェロキー族の大族長や執行委員会は、選挙によって民选的に選ばれたものではなかったため、それに不満を抱く元チェロキー・ネイション市民が次第に増加した。またその一方で、大族長の側もアメリカ政府と交渉する上で、部族の代表としての法的正当性を備える必要性を認識するようになったため、1971年8月には元チェロキー・ネイション市民のうちその当時投票権を認められていた人々による大族長選挙が実施された。その結果、それまでアメリカ大統領に任命されて大族長職を担ってきたW・W・キラー（W. W. Keeler）が引き続き大族長に選出された。このチェロキー族における大族長選挙は、当時のニクソン政権がその先住民政策を管理終結政策から民族自決政策へと転換するなか、前年の1970年10月にアメリカ議会において制定された、オクラホマの「文明5部族」における族長の公選制を認める法律に基づいて実施されたものだった。³⁰

このように選挙で選ばれた大族長を持つにいたったチェロキー族は、その後本格的にチェロキー・ネイションの再建に乗り出し、1975年10月には新たな憲法を制定した。この憲法は、同年アメリカ政府の内務省インディアン局から承認を受け、また翌1976年6月に大族長の指揮の下で実施された元チェロキー・ネイション市民による投票でも承認された。それによりこの憲法の規定に基づきチェロキー・ネイション政府が樹立され、チェロキー・ネイションは名実ともに復活を遂げた。この再建されたチェロキー・ネイションは、前述した通り、かつてその領土があった地域を統治するための一定の自治権を有する「準主権国家」という存在であったが、アメリカ政府から先住民部族として正式に承認されたことにより、アメリカ政府から先住民部族向けに提供される財政援助や独自の財源を使ってその市民に対する各種の行政サービスを展開できるようになった。³¹

29 Sturm, *Blood Politics*, pp. 90-93; Rennard Strickland and William M. Strickland, "Beyond the Trail of Tears: One Hundred Years of Cherokee Survival," in William L. Anderson ed., *Cherokee Removal: Before and After* (Athens, Georgia: University of Georgia Press, 1991), pp. 124-131. なお獲得された補償金は、大族長率いる仮のチェロキー政府によって、血統上のチェロキー族のみに分配された。

30 *U. S. Statutes at Large*, vol. 84, p. 1092; Sturm, *Blood Politics*, pp. 93-94. なお、一般に大族長法（Principal Chiefs Act）と呼ばれるこの法律では、「文明5部族」の大族長を公選するための手続きを各部族国家が定める際には内務省の承認を得る必要があると規定しており、アメリカ政府の各部族国家の内政への監督権を認めている。

31 Sturm, *Blood Politics*, p.95. なお、アメリカ政府から先住民部族としての承認を受けた先住民集団は「連邦

その際にチェロキー・ネイションにとって重要となってきたのが、前述の通り、誰がそのような行政サービスを受ける資格を有するチェロキー市民であるかを改めて確定することであった。1975年の憲法はその第3条第1項において、チェロキー族の構成員資格について、「チェロキー・ネイションの構成員は・・・デラウェア族出身のチェロキー族や・・・ショーニー族出身のチェロキー族も含めすべて、ドーズ委員会名簿を確認することで市民と証明される者かその子孫でなければならない」と定めていた。ちなみにここで特記されているデラウェア族出身とショーニー族出身のチェロキー族とは、南北戦争期にチェロキー・ネイションの領域内に移住させられ、南北戦争後にチェロキー・ネイションの市民権を付与された他部族出身の人々である。さらにこの憲法の第3条第2項では、チェロキー・ネイションの市民となれることを示す証拠書類を提出して市民権登録申請をしていく人々の資格を審査する市民権登録委員会の設置や、審査の結果市民として認められた人々を登録する名簿の作成などについても定めていた。³²

この1975年の憲法では、ただ単にドーズ委員会名簿に登録されているチェロキー市民かその子孫であることが証明できれば再建されたチェロキー・ネイションの市民となることができると規定されていたため、それを文字通りに解釈すれば、ドーズ委員会名簿に登録されている「血統によるチェロキー族」やその子孫のみならず、「チェロキー族の解放民」やその子孫、あるいは「結婚によってチェロキー族となった者」やその子孫でもチェロキー・ネイションの市民となることができははずであった。しかしその一方で、この1975年の憲法では、大族長、副大族長、チェロキー・ネイション議会の議員などの公職に就く者は「血統によるチェロキー・ネイションの構成員 (a member by blood of the Cherokee Nation)」でなければならないともその第5条第3項、第6条第2項および第3項、第9条第2項で規定されていたため、「チェロキー族の解放民」やその子孫など「血統によらない市民」は、仮に市民権を取得できたとしても、その権利は「血統によるチェロキー族」やその子孫と比べると制限されたものであった。³³またこのような市民権の制限に加えてチェロキー・ネイション議会は、1983年に市民権登録の際に登録申請者に対して、本人がドーズ委員会名簿に登録されている「血統によるチェロキー族」もしくはその子孫であることを証明するように義務づける規則を定めた。³⁴さらにチェロキー・ネイションの市民権登録委員

承認部族 (federally recognized tribe) となり、アメリカ政府から提供される先住民部族向けの各種援助を受ける資格を得る。詳しくは佐藤円「連邦承認部族－政府から「部族」と認められることの意味」阿部編、前掲書、66-70頁参照。

32 Constitution of the Cherokee Nation of Oklahoma of 1975, art. 3. Membership, sec. 1 and 2, <https://thorpe.law.ou.edu/constitution/chokeee/index.html> (accessed December 1, 2021).

33 Idem, art. 5. Legislative, sec. 3, art. 6. Executive, sec. 2 and 3, art. 9 Election, sec. 2

34 Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, p. 207; Title 11 Cherokee Nation Code Annotated § 12, <https://>

会は、1988年に登録申請者に対して、ドーズ委員会名簿に登録されている「血統によるチェロキー族」との血縁関係を証明することで得られる内務省インディアン局発行の血統割合証明書（Certificate Degree of Indian Blood, 以下CDIBと表記）の提示を求める市民権登録のガイドラインを定め、それは1992年のチェロキー・ネイション議会で法制化された。その結果、そのような証明書を得られない「血統によらないチェロキー族」やその子孫は、チェロキー・ネイションの市民権が得られなくなってしまった。³⁵

このような「チェロキー族の解放民」の子孫を初めとするチェロキー族の血統をひくことが証明できない市民権登録申請者の排除が行われた一方で、チェロキー族の血統をひくことが証明できる「血統によるチェロキー族」の子孫たちの市民権登録は、その後急速に増加していった。その背景には、アメリカ政府からの先住民部族向けの援助が部族の人口によって配分されるため、チェロキー・ネイションが積極的に市民を増やそうとしてきたという事情がある。その結果、1980年代初頭に4万人程度だった人口は、2021年現在の10倍の約40万人にまで膨れ上がり、チェロキー・ネイションはアメリカ最大の先住民部族となっている。³⁶

ただしこの「血統によるチェロキー族」の子孫たちが市民権登録を申請する際に問題となったのが、チェロキー族の血統をどの程度ひいていれば市民として認められるのかという点であった。チェロキー族以外でもアメリカ政府からの承認を得ている先住民部族では、部族民登録が行われる際にはCDIBの使用による血統割合の確認が行われているが、一般に部族民となるためには当該部族の血統を最低四分の一ひいていることが必要と定められている場合が多い。これに対してチェロキー・ネイションでは、CDIBによって血統の有無は確認されてはいたが、特に最低の血統割合を定めていなかった。このため、ドーズ委員会名簿の「血統によるチェロキー族」の子孫たちで、その後白人との混血を繰り返した人々が多数チェロキー・ネイション市民権を取得して、人口を増加させていったのである。

attorneygeneral.cherokee.org/media/5upcrg3j/word-searchable-full-code.pdf (accessed December 4, 2021)

35 Sturm, *Blood Politics*, pp. 87-88, 179; Guidelines: Rules and Regulations of the Cherokee Registration Committee, Feb. 11, 1988, <https://cherokee.legistar.com/LegislationDetail.aspx?ID=268106&GUID=1DA0B283-C36A-4DEC-930C-56D163A5FF7A&Options=ID|Text|&Search=> (accessed December 4, 2021); An Act Relating to the Process of Enrolling as a Member of the Cherokee Nation, Sep. 12, 1992, <https://cherokee.legistar.com/LegislationDetail.aspx?ID=266869&GUID=1ECD6DC1-B67C-4417-A48A-87DCEE8DFDAC&Options=ID|Text|&Search=> (accessed December 4, 2021). なお、CDIBに関しては岩崎佳孝「インディアンとは誰なのか－決めるのは誰か」阿部編、前掲書、110-115頁参照。

36 “Cherokee Nation Announced It Now Has 400,000 Tribal Citizens,” *U.S. News & World Report*, Sep. 29, 2021, <https://www.usnews.com/news/best-states/oklahoma/articles/2021-09-29/cherokee-nation-announces-it-now-has-400-000-tribal-citizens> (accessed December 1, 2021).

その結果、チェロキー・ネイションの「白人化」は着実に進行していった。³⁷

5. チェロキー・ネイションの市民権をめぐる裁判の始まり

前章で述べたようなチェロキー・ネイションの対応によって市民権登録から排除された「チェロキー族の解放民」の子孫たちは不満を募らせ、1980年代以降チェロキー・ネイションやその大族長、そしてアメリカ合衆国や内務長官などを相手取って市民権付与を求める訴訟を起こし始めた。その最初の例が、1984年6月にロジャー・H・ネロ (Roger H. Nero) を含む16人の「チェロキー族の解放民」の子孫がチェロキー・ネイションやアメリカ合衆国などを相手取って、人種を理由にして自分たちを市民から除外して行われた1983年6月のチェロキー・ネイション大族長選挙は無効であるとして、オクラホマ州北部地区連邦地方裁判所に起こした集団訴訟であった。この訴えに対してチェロキー・ネイションの側は、自決権を持ち、1968年の公民権法³⁸によって主権免除 (sovereign immunity) を約束されているチェロキー・ネイションにおける市民権登録という内政問題について、連邦裁判所には裁く権限はなく、このような問題を判断するのはチェロキー・ネイションの司法機関であるべきだと主張して、ネロらの訴えを却下するように裁判所に求めた。このようなチェロキー・ネイションの主張を連邦地方裁判所が認めたため、ネロらの訴えは却下されたが、それに対してネロらは再度連邦第10巡回区控訴裁判所に上訴し、それに対する判断が1989年12月に示された。しかしそれは地方裁判所の判決を追認するものであったため、結局ネロらの訴えは受け入れられなかった。³⁹

続いて1997年2月には、「チェロキー族の解放民」の子孫でチェロキー族の血統もひくバーニス・リグズ (Bernice Riggs) が、「チェロキー族の解放民」の子孫の市民権登録を支援する立場に立つチェロキー族の活動家デビッド・コーンシルク (David Cornsilk) の助けを借りて、チェロキー・ネイションの市民権登録官レラ・アマテスキー (Lela Ummerteskee) を相手取り、彼女によるリグズの市民権登録拒否は無効であると、今回はチェロキー・ネイションの控訴裁判所 (2007年以降はチェロキー・ネイション最高裁判所に改組) に訴訟を起こした。これに対して2001年8月にチェロキー・ネイション控訴裁判

37 Sturm, *Blood Politics*, pp. 86-90, 95-107.

38 *U. S. Statutes at Large*, vol. 73, pp. 77-81, なお同法の第2章から第7章までは独立させて通称インディアン公民権法 (Indian Civil Rights Act) と呼ばれており、そこで先住民部族の自治権や司法権についても規定されている。

39 *R. H. Nero, et al. v. Cherokee Nation of Oklahoma, et al.*, United States Court of Appeals for the 10th Circuit, appellate case no. 86-1271, December. 22, 1989, USCOURTS-ca10-86-01271-0.pdf (govinfo.gov) (accessed December 5, 2021); Sturm, *Blood Politics*, pp. 178-184.

所は、チェロキー・ネイションは自らの市民権に関して決定する全面的な権限を持つ主権国家であるとした上で、リグズはチェロキー族の血統をひいていると認められるが、その祖先はドーズ委員会名簿の「チェロキー族の解放民」の区分にしか登録されていないため、前述の1983年にチェロキー・ネイション議会が定めた規則により市民権の登録は認められないという判決を言い渡した。⁴⁰

このリグズの判決が出た同じ2001年に、ドーズ委員会名簿で「チェロキー族の解放民」として登録された父親を持つマリリン・ヴァン（Marilyn Vann）が、チェロキー・ネイションの市民権登録を試みた。しかしヴァンもリグズと同じ理由で登録を拒否されたため、翌2002年に市民権登録を拒まれているということでは同様の状況にあった他の「文明5部族」の解放民の子孫たちとともに文明5部族解放民子孫協会（Descendants of the Freedmen of the Five Civilized Tribes Association）を立ち上げ、この問題の是正を集団的に各部族や連邦政府、そしてそのそれぞれの裁判所に訴えていく活動を開始した。⁴¹

次に、このようなヴァンらの活動に触発された「チェロキー族の解放民」の子孫であるルーシー・アレン（Lucy Allen）が、2004年9月に前述のコーンシルクを法定代理人に立てて、1983年に定められた市民権登録申請者にドーズ委員会名簿に登録されている「血統によるチェロキー族」もしくはその子孫であることを証明するように義務づける規則は、ドーズ委員会名簿に登録されている市民かその子孫に特に血統に関する条件をつけずに市民権を認めている1975年の憲法に違反しているとして、チェロキー・ネイション控訴裁判所に提訴した。この裁判の判決は2006年3月に、3名の判事のうち1名が反対意見をつける形で出された。その内容は、上記の1983年の規則は血統による制限を設けていない1975年の憲法に反しており違憲であるという画期的なもので、前述のリグズ判決はこれにより覆されることになった。この結果、ドーズ委員会名簿に登録されている「チェロキー族の解放民」やその子孫にもチェロキー・ネイションの市民権登録が認められることになり、この判決の後数ヶ月の間におよそ800名がチェロキー・ネイションの市民権登録を行った。⁴²

40 Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, pp. 206-209; Sturm, *Blood Politics*, pp. 194-200; *Bernice Riggs vs. Lela Ummerteskee*, Opinion of the Court, Judicial Appeals Tribunal of the Cherokee Nation, case no. JAT97-03-K, August 15, 2001, https://www.cherokeecourts.org/Portals/cherokeecourts/Documents/Supreme_Court/Opinions/JAT-97-03%2075-12-7-01.pdf (accessed December 5, 2021).

41 Claudio Saunt, *Black, White, and Indian: Race and the Unmaking of the American Family* (New York: Oxford University Press, 2005), pp. 64-65; Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, p. 209; Descendants of the Freedmen of the Five Civilized Tribes Association Homepage, <https://freedmen5tribes.com/home> (accessed December 8, 2021).

42 *Lucy Allen v. Cherokee Nation Tribal Council*, Opinion of the Court, Judicial Appeals Tribunal of the Cherokee Nation, case no. JAT-04-09, March 7, 2006, <https://www.cherokeecourts.org/Portals/cherokeecourts/Documents/>

6. チェロキー・ネイションにおける国民投票とその余波

「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権登録を認めたアレン判決に対して、当時チェロキー・ネイション大族長であったチャド・スミス (Chad Smith) は、判決直後のチェロキー・ネイション議会に対する一般教書演説において、チェロキー・ネイション内にさまざまな意見がある憲法の解釈といった重要な問題を、控訴裁判所が、それも2対1の判決で結論を出すことには反対であると表明した上で、「チェロキーの有権者たちは、1975年の憲法を承認する投票をするということは、すなわち解放民を市民権付与の対象から除外することになるということを理解していると、1975年の憲法を起草した人々を含む多くのチェロキーは（その当時－引用者付記）考えていた。・・・それら解放民を除外するために投票した有権者の多くは、（今でも－引用者付記）インディアン国家はインディアンによって構成されるべきであると考えているのだ」と述べた。さらにスミスは、「チェロキー族の解放民」やその子孫を市民権付与の対象から除外するかどうかについては、チェロキー市民による請願か、チェロキー・ネイション議会における憲法審査についての決議によって実施される国民投票で決めるべきであろうとも述べた。⁴³このような大族長の意向を受けたチェロキー・ネイション議会は、2006年6月にドーズ委員会名簿に登録されている「血統によるチェロキー族」か「血統によるデラウェア族」か「血統によるショーニー族」か、あるいはそれらの子孫のみに市民権を限定するという内容の憲法修正の賛否を問う国民投票を次期の総選挙の際に実施すべきであるとの決議を行った。⁴⁴またこの決議とは別に、大族長の方針を支持するチェロキー市民による請願活動も行われ、最終的に国民投票は総選挙よりも早く2007年3月に実施されることになった。⁴⁵

Supreme_Court/Opinions/JAT-04-09%2054-Opinion%203-7-06.pdf (accessed December 11, 2021); "About 800 Cherokee Freedmen Enrolled since Decision," *Indians.com*, May 1, 2006, <https://www.indians.com/news/2006/013718.asp> (accessed December 11, 2021); Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, pp. 209-211.

43 "Cherokee Chief Calls for an 'Indian' Nation by Blood," *Indians.com*, March 20, 2006, <https://www.indians.com/News/2006/013060.asp> (accessed December 11, 2021); "Citizen Views fall on Both Sides of Freedmen Issue," *Cherokee Phoenix*, May 3, 2006, https://www.cherokeephoenix.org/opinion/citizen-views-fall-on-both-sides-of-freedmen-issue/article_038493da-5969-5ed8-8289-a3d29fc8e921.html (accessed December 11, 2021).

44 A Resolution Proposing an Amendment to Article III, Section 1 of the Cherokee Nation Constitution of 1975 and Article IV, Section 1 of Cherokee Constitution of 1999 Pursuant to Article 15, Section 2, Determining Criteria for Citizenship into the Cherokee Nation, June 12, 2006, <https://cherokee.legistar.com/LegislationDetail.aspx?ID=269192&GUID=CC3D5329-AEB6-463F-B139-E97457031884&FullText=1> (accessed December 19, 2021).

45 Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, pp. 211-212.

この国民投票では、当時人口約27万人のチェロキー・ネイションで選挙人登録をしていた約3万5000人の市民のうち8743人のみが投票し、そのうち6702人が血統によって市民権の制限をするよう憲法を修正することに賛成する一方で、2041人が反対するという結果だった。⁴⁶これによりアレン判決は覆され、再び「チェロキー族の解放民」やその子孫はそれ以後市民権登録の申請ができなくなるばかりか、「チェロキー族の解放民」やその子孫ですでに市民権を持つ人々からも市民権が剥奪されることになった。このような事態に対してレイモンド・ナッシュ（Raymond Nash）ら「チェロキー族の解放民」の子孫たちは、すぐさまチェロキー・ネイションの市民権登録官を相手取りチェロキー・ネイション地方裁判所に、今回の憲法修正の差し止めと「チェロキー族の解放民」とその子孫の市民権の回復を求める申し立てを行った。それに対する裁判所の決定が2007年5月に下されたが、それは「チェロキー族の解放民」の子孫たちの要求を基本的に認めるもので、今後チェロキー・ネイションの裁判所において今回の憲法修正の合法性が判定されるまでの間は「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権を暫定的に回復させるという内容であった。⁴⁷

他方このようなチェロキー・ネイション地方裁判所の決定とは別に、国民投票が行われた直後の2007年3月末に、内務省インディアン局はチェロキー・ネイションへ、今回の「チェロキー族の解放民」やその子孫を市民から排除する憲法修正についてインディアン局は現時点では承認していないとの通知を送っていた。そもそもこの通知は、1999年にチェロキー・ネイションで、1975年の憲法にある、憲法の修正や改正にはアメリカ大統領かアメリカ政府機関による承認が必要とする規定の削除を含む憲法の改正が行われ、それが2003年の国民投票によっても承認されていたにもかかわらず、依然として内務省がそれを承認していないことについて苦情を述べるため、前年10月に大族長スミスがインディアン局へ送った書簡への回答として送られたものだった。このインディアン局の通知では、その1999年の憲法改正も今回の憲法修正も、「チェロキー族の解放民」問題が解決していないことを理由に承認が見送られていると説明されていた。⁴⁸そもそも1999年の憲法改正

46 “2007 Special Election Results,” Cherokee Nation Election Commission, <https://election.cherokee.org/election-results/?term=&page=3&pageSize=7> (accessed December 17, 2021); “Tsunami Warning from the Cherokee Nation,” *Indian Country Today*, September, 14, 2011, <https://indiancountrytoday.com/archive/tsunami-warning-from-the-choerokee-nation> (accessed December 30, 2021).

47 *Raymond Nash, et al. vs. Cherokee Nation Registrar*, District Court of the Cherokee Nation, case nos. CV-07-40, CV-07-41, CV-07-42, CV-07-43, CV-07-44, CV-07-45, CV-07-46, CV-07-47, CV-07-48, CV-07-49, CV-07-50, CV-07-53, CV-07-56, CV-07-65, CV-07-66, May 14, 2007, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2011/09/11-temp-order-and-temp-injunction-5-14-2007.pdf> (accessed December 17, 2021); Naylor, *African Cherokees in Indian Territory*, pp. 213-214.

48 From Assistant Secretary of Indian Affairs Carl J. Artman to Chief Smith, March 28, 2007, <https://www.indianz.com>

は、主として当時チェロキー・ネイション政府内で起こっていた政争の原因となった政府機関内の権力の不均衡を是正するために実施されたものであったが、同時に憲法の修正や改正にはアメリカ大統領かアメリカ政府機関による承認が必要とする規定を削除することでチェロキー・ネイションの主権を強化しようとするものでもあった。⁴⁹ インディアン局は、もともとこのような過剰と判断されるアメリカ政府の監督権の解消については、先住民部族の主権を尊重する立場から認める意向であったが、チェロキー・ネイションがそれに乗じて憲法を自由に修正して、「チェロキー族の解放民」やその子孫からチェロキー市民権を剥奪することを懸念していた。そしてそのような懸念は、前年の2006年6月にチェロキー・ネイション控訴裁判所が、チェロキー・ネイションにはその主権の一部として自ら定めた憲法を変更する権限があり、正当な手続きを経て行われた1999年の憲法改正についてもはや内務省の承認を得る必要はないとの判断を示していたことと⁵⁰、今回の「チェロキー族の解放民」やその子孫には市民権を認めないとする憲法修正を問う国民投票が行われたことによって現実のものとなっていた。そこでインディアン局は、チェロキー・ネイション地方裁判所で憲法修正の一時差し止めという決定が出た直後の5月にも、改めてチェロキー・ネイションに対して、内務省は1999年に改正された憲法を承認しないと通知し、その理由として、もしそれを承認すれば、1866年の条約によってチェロキー・ネイションがアメリカ政府に約束した「チェロキー族の解放民」への市民権の付与が反故にされかねないからだと説明した。⁵¹ インディアン局は、チェロキー・ネイションが憲法の修正および改正手続きを一方的に変更することによって、「チェロキー族の解放民」とその子孫からの市民権剥奪を定めた今回の憲法改正を既成事実化することを危惧していたのである。⁵²

com/doc/bia/artman032807.pdf (accessed December 22, 2021).

49 Constitution of the Cherokee Nation of Oklahoma of 1999, <http://www.cherokee.org/media/lufapj1/constitution-of-the-chokeee-nation-1999-online.pdf> (accessed December 23, 2021).

50 *In Re: The Status and Implementation of the 1999 Constitution of the Cherokee Nation*, Opinion of the Court, Judicial Appeals Tribunal of the Cherokee Nation, case no. JAT-05-04, June 7, 2006, https://www.cherokeecourts.org/Portals/chokekeecourts/Documents/Supreme_Court/Opinions/JAT-05-04%2022-Opinion%206-7-06.pdf (accessed December 24, 2021).

51 From Assistant Secretary of Indian Affairs Carl J. Artman to Chief Smith, May 21, 2007, <https://www.indianz.com/doc/bia/artman052107.pdf> (accessed December 22, 2021).

52 その一方でインディアン局は、2007年6月にチェロキー・ネイションの総選挙に際して行われた、今後憲法の改正や修正を行う際にはアメリカ政府の承認を求めないと決めた国民投票の結果については、その国民投票に暫定的に市民権を回復されていた「チェロキー族の解放民」やその子孫も参加できていたことを理由に承認を与えている。ただし、「チェロキー族の解放民」やその子孫を除外した投票によりチェロキー・

以上のような2007年3月の「チェロキー族の解放民」やその子孫からの市民権剥奪を決めた国民投票や、それをめぐるチェロキー・ネイションと「チェロキーの解放民」の子孫や内務省インディアン局との争いは、主要メディアによって報道されたことで全国的な注目を集め⁵³、この問題への外部からの介入を招くこととなった。なかでもアメリカ議会の黒人議員連盟（Congressional Black Caucus）に所属する26人の議員は、3月の国民投票の結果が明らかになるとすぐに内務省に対して、チェロキー・ネイションによる「チェロキー族の解放民」やその子孫からの市民権剥奪を決めた国民投票の合法性には疑問があり、この問題に内務省は介入すべきであるとする書簡を送った。⁵⁴ また6月には黒人議員連盟の一員であるダイアン・E・ワトソン（Diane E. Watson）が連邦議会下院に、チェロキー・ネイションが1866年の条約を履行して「チェロキー族の解放民」の市民権を回復させるまでアメリカ合衆国とチェロキー・ネイションの政府間関係を断絶して、アメリカ政府のチェロキー・ネイションに対する財政援助を停止し、チェロキー・ネイションによる賭博場運営も不許可とするという法案を提出し、それが下院の天然資源委員会と司法委員会で審議されることになった。⁵⁵

このようなアメリカ議会での動きに対してチェロキー・ネイションの大族長スミスは、9月に行った一般教書演説で、「今日我々が直面している脅威は、我々の究極かつ固有の権利である、国民性やアイデンティティや市民権を決定するという権利が失われるという問題である」と述べて強く反発した。⁵⁶ さらにスミスは、10月にオンラインメディアのハフントンポストに掲載されたワトソンによる「インディアンの国におけるジム・クロウ」と題したチェロキー・ネイションを非難する論説への反論のなかで、「ワトソン議員の法

ネイションで承認された2003年の憲法改正は依然として承認しないし、また今後「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権をチェロキー・ネイションが否定しようとするならば、それについては訴訟で争うとチェロキー・ネイションを牽制してもいた。“BIA Changes Course on Cherokee Nation Constitution,” *Indianz.com*, August 10, 2007, <https://www.indianz.com/News/2007/004359.asp> (accessed December 27, 2021).

53 例えば『ニューヨーク・タイムズ』紙は社説でこの問題を取り上げ、チェロキー・ネイションを非難しつつアメリカ政府の介入を求めた。“An Unjust Expulsion,” *New York Times*, March 8, 2007, <https://www.nytimes.com/2007/03/08/opinion/08thu4.html> (accessed December 26, 2021).

54 “Congressional Black Caucus Backs Freedmen,” *Indianz.com*, March 14, 2007, <https://www.indianz.com/News/2007/001834.asp> (accessed December 26, 2021).

55 H. R. 2824-110th Congress, 2007, <https://www.congress.gov/bill/110th-congress/house-bill/2824/text?r=1&s=1> (accessed December 26, 2021).

56 “Cherokee Chief Address Focuses on Struggles, Victories,” *Muskogee Phoenix*, September 1, 2007, https://www.muskogee phoenix.com/archives/ Cherokee-chief-address-focuses-on-struggles-victories/article_c3d90a12-14f9-5909-adbf-a8b7d30cf7d8.html (accessed December 26, 2021).

案は、一他の500部族が持つと同様の主権である—インディアン国家として自らを定義しようとする我が国の人々の意志に対する報復である。この法案は、チェロキー・ネイションの事実上の終結を求めるものであり、健康や住宅など・・・最も貧しいチェロキーの人々にとって死活の関わる3億ドルの連邦政府援助を消滅させるものである。・・・チェロキー・ネイションは、現在連邦裁判所と部族裁判所で進行中の訴訟の結果を受け入れるつもりである。結論を急ぐ前に、我々は連邦議会も政治的な妨害をせずに、この問題の判断を裁判所に委ねることを願っている」と論じた。⁵⁷このようなスミスの見解は他の先住民部族にも共有され、11月に開かれた全国アメリカ・インディアン会議（National Congress of American Indians）の年次大会では、ワトソンの法案は先住民国家の主権を侵害するものであるとして、それへの反対が全会一致で決議された。⁵⁸他方インディアン局も、ワトソンが求めていたアメリカ議会による「チェロキー族の解放民」問題への介入には反対しており、この問題は裁判所で決着をつけるべきものだとの立場を採っていた。⁵⁹

このような状況を背景に、ワトソンの法案はアメリカ議会でも十分な支持を得られず不成立となったが、それでも諦めなかったワトソンは改めて2009年6月に同じ内容の法案を下院に提出し直した。しかしそれも、最終的には成立に至らず廃案となったが、⁶⁰その一方で、2008年9月にアメリカ議会で成立したアメリカ先住民住宅援助及び自決権再承認法（Native American Housing Assistance and Self-Determination Reauthorization Act）には、ワトソンら黒人議員連盟の働きかけによって修正条項が付け加えられ、この法律によりチェロキー・ネイションに支出される連邦政府の住宅援助資金は、全ての「チェロキー族の解

57 “Jim Crow in Indian Country,” *Huffington Post*, October 25, 2007, https://www.huffpost.com/entry/jim-crow-in-indian-countr_b_69927 (accessed December 26, 2021); “Scorched-Earth Policy Again,” November 1, 2007, *Huffington Post*, Scorched-Earth Policy Again | HuffPost Latest News (accessed December 26, 2021).

58 “NCAI Opposes Cherokee Termination Bill,” *Cherokee Phoenix*, November 19, 2007, https://www.cherokeephoenix.org/news/ncai-opposes-chokeee-termination-bill/article_0f8b1a7d-acff-5096-919d-5ced5daad542.html (accessed December 26, 2021).

59 “BIA Opposes Congressional Oversight on Freedmen,” *Indians.com*, August 13, 2007, <https://www.indians.com/News/2007/004389.asp> (accessed December 26, 2021).

60 “H. R. 2824,” GovTrack.us, <https://www.govtrack.us/congress/bills/110/hr2824> (accessed December 26, 2021); H. R. 2764-111th Congress, 2009, <https://www.congress.gov/bill/111th-congress/house-bill/2761/text?r=1&s=1> (accessed December 26, 2021); “H. R. 2761 (111th),” GovTrack.us, To sever United States’ government relations with the Cherokee Nation of Oklahoma until such time as the Cherokee Nation of Oklahoma restores full tribal citizenship to the Cherokee Freedmen disenfranchised in the March 3, 2007, Cherokee Nation vote and fulfills all its treaty obligations with the Government of the United States, and for other purposes. (2009; 111th Congress H.R. 2761) - GovTrack.us (accessed December 26, 2021).

放民」がチェロキー・ネイションの市民として完全に認められるまで支出を禁じると決められた。⁶¹このようなアメリカ議会における動きは、各種メディアの報道と相まって、チェロキー・ネイションによる「チェロキー族の解放民」やその子孫からの市民権の剥奪が人種差別の案件であるとの認識を一般社会に広める結果となった。

7. 連邦裁判所での争い

以上のような過程を経て、「チェロキー族の解放民」やその子孫のチェロキー市民権問題は、アメリカ議会における立法ではなく、チェロキー・ネイションの裁判所や連邦裁判所で最終的な決着がつけられることになった。その際にまず争われたのが、果たしてチェロキー・ネイションの市民権をめぐる争いという内政問題に対して連邦裁判所に司法権があるのかどうかという点についてであった。この件について初めて裁判所で審理されたのは、前述した通り、1984年6月に「チェロキー族の解放民」の子孫であったロジャー・H・ネロらが起こした集団訴訟であったが、1989年12月に控訴審が最終的に出した決定では、チェロキー・ネイションの主権免除が認められ、連邦裁判所でチェロキー・ネイションの内政問題は裁けないとの判断が示されていた。しかしこの問題は、改めて2003年8月に、文明5部族解放民子孫協会会長のマリリン・ヴァンが、他の「チェロキー族の解放民」の子孫4人とともに内務長官やチェロキー・ネイションを相手取って、チェロキー・ネイションの市民であるはずの「チェロキー族の解放民」やその子孫の投票権を認めずに、内務省の承認のもとに2003年5月に実施されたチェロキー・ネイションの総選挙は無効であると、ワシントンDCの連邦地方裁判所に訴訟を起こしたことによって、改めて連邦裁判所での審理が進められていた。⁶²

このヴァンらの訴えに対してチェロキー・ネイションは、ネロらの訴訟の際と同様に、主権免除によってチェロキー・ネイションには連邦裁判所の司法権が及ばないため、原告の訴えは却下されるべきであると連邦地方裁判所に申し立てた。これに対して裁判所は2006年2月に、チェロキー・ネイションはアメリカ合衆国憲法修正第13条や1866年の条約に違反していると訴えられており、そのような場合には主権免除は認められないとしてチェロキー・ネイションの申し立てを退け、この訴訟でチェロキー・ネイションは被告と

61 H. Amdt. 783 to H. R. 2786-110th Congress, 2007, <https://www.congress.gov/amendment/110th-congress/house-amendment/783?s=a&r=7> (accessed December 29, 2021).

62 *Marilyn Vann, et al. v. Gale A. Norton, et al.*, Plaintiffs Second Amended Complaint, United States District Court for the District of Columbia, case no.: 1: 03cv01711 (HHK), August 11, 2003, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2007/11/vann-complaint.pdf> (accessed December 30, 2021).

なり得ると、ネロらの訴訟の際とは逆の判断を示した。⁶³この事態にチェロキー・ネイションは、ワシントンDCの連邦控訴裁判所に対して連邦地方裁判所の決定を取り消すように上訴し、それに対する控訴裁判所の判断が2008年6月に示された。その内容は、先住民国家の主権免除を廃止する権限を持つアメリカ議会がこれまでチェロキー・ネイションに対してそのような立法を行ってきていない以上、チェロキー・ネイションには主権免除が適用されるため、連邦裁判所の裁判では自発的に同意した場合を除いて被告とはなり得ない。ただしチェロキー・ネイションの官吏については主権免除の対象とはならないため、「チェロキー族の解放民」が彼らを被告として訴えることは可能であるとするものであった。この結果、「チェロキー族の解放民」の市民権をめぐる問題の審理そのものは下級裁判所へ差し戻されることになったが、裁判の継続が可能になったという点では、実質的に「チェロキー族の解放民」側の勝利と言える控訴審の判断だった。⁶⁴

市民権取得の際に血統による制限を設けることは1975年のチェロキー憲法違反であるとした2006年3月のチェロキー・ネイション控訴裁判所のアレン判決と、国民投票による憲法修正で「チェロキー族の解放民」を市民から排除すると決めたことの合法性が裁判で確定するまでは「チェロキー族の解放民」の市民権を暫定的に回復するとした2007年5月のチェロキー・ネイション地方裁判所の決定に加え、今回の連邦控訴裁判所においても「チェロキー族の解放民」側に有利な判断が示されたこと、そして2008年9月に黒人議員連盟の要求に沿う修正条項が付け加えられたアメリ先住民住宅援助及び自決権再承認法が制定されて、チェロキー・ネイションへの連邦住宅援助資金の提供が一時棚上げされるという状況によって追い込まれたチェロキー・ネイションは、2009年2月にレイモンド・ナッシュから「チェロキー族の解放民」の子孫と内務省を相手取り、1906年にオクラホマ州設置準備のためにアメリカ議会が制定した文明5部族法（Five Civilized Tribes Act）⁶⁵が、1866年の条約の内容を改変して「チェロキー族の解放民」のチェロキー市民権を無効化したはずであるとして、その確認を求める訴訟をオクラホマ州北部地区連邦地方裁判所に

63 *Marilyn Vann, et al. v. Dirk Kempthorne, et al.*, Memorandum Opinion and Order, United States District Court for the District of Columbia, civil action no. 03-01711 (HHK), December 19, 2006, https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-dcd-1_03-cv-01711/pdf/USCOURTS-dcd-1_03-cv-01711-0.pdf (accessed December 30, 2021).

64 *Marilyn Vann, et al. v. Dirk Kempthorne*, Opinion for the Court, United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit, case no. 07-5024, July 29, 2008, <https://cases.justia.com/federal/appellate-courts/cadc/07-5024/07-5024-1130149-2011-03-24.pdf?ts=1411133624> (accessed December 30, 2021). この連邦控訴裁判所での決定では、一般に *Ex parte Young* と呼ばれる、州法に基づく州の官吏の行動が憲法や連邦法に違反している場合には州に対する主権免除に関わりなく、州の官吏は訴訟における被告となり得るとする1908年の連邦最高裁判所における判例が援用された。

65 *U. S. Statutes at Large*, vol. 34, pp. 137-148.

起こした。⁶⁶この訴訟について大族長スマスは、「連邦議会議員たちもこの問題については連邦裁判所の判決に従うとこれまで言ってきたので、このような訴訟こそが公平で非政治的な司法解決にいたる最も迅速な手段である」と述べ、「チェロキー族の解放民」の市民権をめぐる問題の判断を連邦裁判所に委ねる意思を示した。⁶⁷しかしこれは、チェロキー・ネイションには主権免除によって連邦裁判所の司法権が及ばないというこれまでの主張を自ら覆しかねない行為であり、チェロキー・ネイションにとっても大きな賭であった。結局この訴訟は、2008年6月にワシントンDCの連邦控訴裁判所が出した下級審への差し戻しという決定を受けて、マリリン・ヴァンらが2009年3月にワシントンDCの連邦地方裁判所に起こし直した、「チェロキー族の解放民」やその子孫に対して投票権を認めずに2003年5月に実施されたチェロキー・ネイションの総選挙は無効であるとの訴訟⁶⁸と、その争われている内容が同種であると判断され、先に同様の訴訟が提起されている場合にはその訴訟と一緒に審理するという原則に則り、2010年7月にオクラホマ州北部地区連邦地方裁判所からワシントンDCの連邦地方裁判所へ送致された。⁶⁹

8. チェロキー・ネイションの裁判所における結審

以上のような連邦裁判所における裁判が続くなか、チェロキー・ネイションの地方裁判所でも、2007年5月にナッシュら「チェロキー族の解放民」の子孫が行った、2003年の憲法修正の差し止めと「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権の回復を求める申し立てについて審理が進められ、その判決が2011年1月に出された。その内容は2007年5月に裁判所が示した暫定的な決定を追認するもので、2003年に血統により市民権取得を制限するためにチェロキー・ネイションが行った憲法の修正は1866年の条約の内容に違反しているために無効であり、「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権は回復され、

66 *Cherokee Nation v. Raymond Nash et al.*, Opinion and Order, United States District Court for the Northern District of Oklahoma, case no. 99-CV-52-TCK-PJC, July 2, 2010, https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-dcd-1_10-cv-01169/pdf/USCOURTS-dcd-1_10-cv-01169-0.pdf (accessed January 1, 2022).

67 “CN files Freedmen Lawsuit in Federal Court,” *Cherokee Phoenix*, February 5, 2009, https://www.cherokeephoenix.org/news/cn-files-freedmen-lawsuit-in-federal-court/article_9ac15046-2cb3-5e78-ba4c-25122e149aa2.html (accessed January 1, 2022).

68 *Marilyn Vann, et al. v. Ken Salazar, et al.*, Plaintiffs’ Memorandum of Law in Support of Motion for Leave to File Fifth Amended Complaint, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:03cv01711 (HHK), March 14, 2009, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2011/10/vann-motion-to-amend-complaint.pdf> (accessed January 2, 2022).

69 *Cherokee Nation v. Raymond Nash et al.*, supra n. 66.

彼らからの新規の市民権登録申請も受付が再開されるというものだった。⁷⁰

この判決に対しては、4月に被告であったチェロキー・ネイションの市民権登録官の側がチェロキー・ネイション最高裁判所に控訴し、その判決が2011年8月に5人の判事のうち4人が賛成する形で出された。その内容は、2006年の「チェロキー族の解放民」の市民権登録を認めたチェロキー・ネイション控訴裁判所のアレン判決でも、チェロキー・ネイションには主権に基づき誰を市民とするのかということに関する規定を変更するために憲法を修正する権限があることについては認めている。また「チェロキー族の解放民」は、1866年の条約によってチェロキー・ネイションの市民権を獲得したのではなく、彼らの市民権は、チェロキー・ネイションによる1866年のチェロキー・ネイション憲法の修正によって付与されたものである。さらにチェロキー・ネイション憲法の規定によって裁判を行う権限が与えられているにすぎないチェロキー・ネイションの地方裁判所には、適切な方法で実施された2003年の憲法修正を無効と判定する権限がないというものだった。つまりこの判決は、チェロキー・ネイションの主権を全面的に支持するもので、その主権には市民権に関する憲法の規定を自由に変更する権限も含まれているという内容だった。この結果地方裁判所での判決は破棄されることになり、ナッシュラ「チェロキー族の解放民」側の敗訴が確定した。⁷¹

このチェロキー・ネイション最高裁判所の判決に内務省インディアン局は強く反発し、2011年9月に実施が予定されていたチェロキー・ネイション大族長選挙の再選挙⁷²を承認しないと警告した。他方連邦住宅都市開発省も、この判決を受けて、アメリ先住民住宅援

70 *Raymond Nash, et al. vs. Cherokee Nation Registrar*, District Court of the Cherokee Nation, case nos. CV-07-40, CV-07-41, CV-07-42, CV-07-43, CV-07-44, CV-07-45, CV-07-46, CV-07-47, CV-07-48, CV-07-49, CV-07-50, CV-07-53, CV-07-56, CV-07-65, CV-07-66, CV-07-72, CV-07-78, CV-07-85, CV-07-86, CV-07-99, CV-07-100, CV-07-112, and CV-07-116, January 14, 2011, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2011/01/nash-v-chokeee-nation-registrat.pdf> (accessed January 2, 2022).

71 *Cherokee Nation Registrar vs Raymond Nash, et al.*, Brief of Appellant, no. SC-2011-02, April 25, 2011, cherokee-nation-appellant-brief.pdf (wordpress.com) (accessed January 2, 2022); *Cherokee Nation Registrar v. Raymond Nash, et al.*, Reversed and Remanded with Instructions to Dismiss for Want of Jurisdiction, Supreme Court of the Cherokee Nation, case no. SC-2011-02, August 22, 2011, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2011/08/sc-11-02-15-opinion-cn-registrar-v-nash.pdf> (accessed January 2, 2022).

72 この大族長再選挙は、6月に実施された現職チャド・スミス対ビル・ジョン・ベイカー (Bill John Baker) の間で争われた本選挙の結果があまりに僅差で、投票の数え直しを繰り返しやっても選挙結果の確定に至らなかったことにより9月に実施されることになった。“Cherokee Nation Schedules September 24 Vote for Principal Chief,” *Indianz.com*, August 1, 2011, <https://www.indianz.com/News/2011/002516.asp> (accessed January 8, 2022).

助及び自決権再承認法に付け加えられた修正条項に従い、チェロキー・ネイションに対する3300万ドルの住宅援助資金の支出を差し止める決定をした。このような状況のもと、2011年9月にワシントンDCの連邦地方裁判所で実施された、2009年2月にチェロキー・ネイションがナッシュラ「チェロキー族の解放民」の子孫に対して起こした訴訟と、マリリン・ヴァンらが2009年3月に連邦控訴裁判所の差し戻し判決を受けて起こし直した訴訟の予備審問において、「チェロキー族の解放民」の子孫、チェロキー・ネイション、連邦政府の三者の間で、今回の大族長再選挙に「チェロキー族の解放民」やその子孫が参加できるように、選挙期間中は彼らの市民権を回復させるという合意が成立した。⁷³その結果、連邦住宅都市開発省はチェロキー・ネイションへの住宅援助資金の支出の再開を決定したが、⁷⁴この大族長再選挙に関わる合意が成立しても、チェロキー・ネイション最高裁判所での判決自体に変更が加えられたわけではなく、1997年にバーニス・リグズによって始められたチェロキー・ネイションの司法機関における「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権をめぐる訴訟は、最終的にチェロキー・ネイションの側の勝利で終わりを迎えた。そのため、「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権をめぐる問題は、その後は連邦裁判所がどのような判断を示すのかに注目が移っていった。

9. 連邦裁判所での結審

チェロキー・ネイションがオクラホマ州北部地区連邦地方裁判所にナッシュラ「チェロキー族の解放民」の子孫と内務省を相手取り起こした訴訟を送致されたワシントンDCの連邦裁判所は、まず2011年9月に、前述の予備審問の末、マリリン・ヴァンら「チェロキー族の解放民」5名が連邦控訴裁判所の差し戻し決定を受けて2009年3月に起こし直した訴訟についての判断を示した。その内容は、ヴァンらの訴訟には手続き上の瑕疵があるため、その申し立てを却下するというものであった。そこで指摘された瑕疵とは、チェロキー・ネイションがナッシュラを相手取って連邦地方裁判所に訴訟を起こしたということ

73 “BIA Warns Cherokee Nation about Disenrollment of Freedmen,” *Indianz.com*, September 13, 2011, <https://www.indianz.com/News/2011/002970.asp> (accessed January 4, 2022); “Cherokee Tribe Reaches Agreement to Reinstate 2,800 ‘Freedmen’,” *Reuters*, September 21, 2011, <https://www.reuters.com/article/us-chokeee-freedmen-idUSTRE78K08D20110921> (accessed January 4, 2022); “UPDATE: Freedmen Descendants Have Citizenship Restored and May Vote Sept. 24,” *Cherokee Phoenix*, September 21, 2011, https://www.cherokeephoenix.org/news/update-freedmen-descendants-have-citizenship-restored-and-may-vote-sept-24/article_70491727-8093-5f0e-8566-59b34ecbe6cf.html (accessed January 5, 2022).

74 “Cherokee Nation Regains Access to \$40M in Housing Funds,” *Indianz.com*, October 28, 2011, <https://www.indianz.com/News/2011/003538.asp> (accessed January 5, 2022).

は、チェロキー・ネイションが自らの主権免除を自発的に放棄して連邦裁判所に「チェロキー族の解放民」の市民権に関する判断を委ねたことになるとヴァンらが主張して、チェロキー・ネイションを再度彼らの訴訟の被告に加えていた点であった。地方裁判所は、このようなヴァンらの解釈は、チェロキー・ネイションは主権免除によって連邦裁判所における訴訟で自発的に同意しない限り被告とはなり得ないとした2008年6月の連邦控訴裁判所の決定に反しており誤りであるし、その上でチェロキー・ネイションがナッシュュラを相手取って起こした訴訟についても、オクラホマ州北部地区連邦地方裁判所に逆送されるべきだと結論した。⁷⁵

このような連邦地方裁判所の決定に対してヴァンらは、2011年11月にワシントンDCの連邦控訴裁判所に上訴し、それに対する判断が2012年12月に控訴裁判所によって示された。その内容は、チェロキー・ネイションは主権免除によって自発的に同意しない限り連邦裁判所において被告とはなり得ないが、今回の訴訟では、原告がチェロキー・ネイションのみならずその大族長も被告として訴えており、主権免除が認められるチェロキー・ネイションを被告から除外して審理を進めても、主権免除の対象とはならない大族長がチェロキー・ネイションを代表して被告となり得るので訴訟は成り立つというものであった。これにより連邦地方裁判所の決定は覆され、ヴァンらの訴訟は再びワシントンDCの連邦地方裁判所へ差し戻されることになった。⁷⁶

この連邦控訴裁判所の決定によって、2003年8月にヴァンらがワシントンDCの連邦地方裁判所に訴訟を起こしてから約10年を経て、ようやく誰が訴訟当事者となり得るのかといった連邦裁判所での手続きに関する審理が終わり、「チェロキー族の解放民」やその子孫はチェロキー・ネイションの市民となり得るのかという実質的問題の審理が始められる環境が整った。ワシントンDCの連邦地方裁判所へ差し戻された裁判では、訴訟の当事者であった「チェロキー族の解放民」の子孫たち、チェロキー・ネイションとその大族長、内務長官の三者ともこれ以上の長い裁判を望んでいなかったため、2013年9月に三者が共同でワシントンDCの連邦地方裁判所に対し、ヴァンらの訴訟とチェロキー・ネイシ

75 *Marilyn Vann, et al. v. Ken Salazar, et al.*, Memorandum Opinion, United States District Court for the District of Columbia, civil action 03-1711(HHK), September 30, 2011, https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-dcd-1_03-cv-01711/pdf/USCOURTS-dcd-1_03-cv-01711-1.pdf (accessed January 3, 2022).

76 *Marilyn Vann, et al. v. Ken Salazar, et al.*, Notice of Appeal, United States District Court for the District of Columbia, civil action 03-1711(HHK), November 3, 2011, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2011/11/vann-versus-salazar-2011-11-03-freedmen-notice-of-appeal-in-d.pdf> (accessed January 3, 2022); *Marilyn Vann et al., v. United States Department of the Interior, et al.*, Opinion for the Court, United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit, case no. 11-5322, December 14, 2012, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-caDC-11-05322/pdf/USCOURTS-caDC-11-05322-0.pdf> (accessed January 3, 2022).

ンがナッシュラ「チェロキー族の解放民」を相手に起こした訴訟をまとめて審理すること、事実認定については争う必要がないので、二つの訴訟において核心的な争点である、1866年の条約の規定によって「チェロキー族の解放民」やその子孫は、チェロキー・ネイションにおいて他のチェロキー・ネイション市民と同様の市民権を持つ権利を得たと解釈できるのかどうかについて、略式判決を求める申し立てを行った。その申し立てが裁判所によって認められ、2014年4月に開催が予定された口頭弁論から本格的な審理が開始されることになった。⁷⁷

裁判では、まず口頭弁論に先だって、訴訟当事者の三者から、これまでの経緯を記した詳細な訴訟準備書面や相手方の訴訟準備書面に対する訴答などが提出された。その提出された書面で、これまでの裁判でチェロキー・ネイションと「チェロキー族の解放民」の子孫の間に立たされ続けてきた内務省は、裁判所に対して、すでに11年が経過している裁判がこれで終わりになることを望むのと同時に、「チェロキー族の解放民」の子孫の主張に沿う形で、1866年にチェロキー・ネイションとアメリカ政府との間で締結された条約が、「チェロキー族の解放民」やその子孫たちに、市民権を含む生まれながらのチェロキー族が持つと同じ権利を保障しているということを裁判所が明言するように求めていた。⁷⁸

77 *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann, et al. v. Cherokee Nation, et al. and Sally Jewell et al.*, Joint Motion for Entry of Order Setting Briefing Schedule for Summary Judgment of Core Issue and Staying Case on All Other Matters, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-cv-01313(TFH), September 13, 2013, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2013/09/2013-09-13-joint-motion-for-order-setting-briefing-schedule-for-summary-judgment-on-core-issue-and-staying-case-on-all-other-matters.pdf> (accessed January 4, 2022); *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann, et al. v. Cherokee Nation, et al. and Sally Jewell et al.*, Order, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-cv-01313(TFH), September 17, 2013, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2013/09/2013-09-17-order-granting-joint-motion-for-order-setting-briefing-schedule-for-summary-judgment-on-core-issue.pdf> (accessed January 4, 2022).

78 *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann, et al. v. Cherokee Nation, et al. and Sally Jewell et al.*, Memorandum in Support of Cherokee Nation and Principal Chief Baker's Motion for Partial Summary Judgment, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-cv-01313(TFH), November 29, 2013, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2014/02/233-cherokee-nation-brief.pdf> (accessed January 5, 2022); *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann, et al. v. Cherokee Nation, et al. and Sally Jewell et al.*, The Cherokee Freedmen's Memorandum of Points and Authorities in Opposing to the Cherokee Parties' Motion for Partial Summary Judgment and in Support of the Cherokee Freedmen's Cross-Motion for Partial Summary Judgment, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-cv-01313(TFH), January 31, 2014, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2014/02/235-1-cherokee-freedmen-brief.pdf> (accessed January 5, 2022); *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann, et al. and Sally Jewell et al.*, the Department of the Interior's

2014年4月に開催予定であった口頭弁論は、実際には遅れて5月に開催されたが、その際に判事のトーマス・H・ホーガン(Thomas H. Hogan)は迅速な判決を約束した。⁷⁹しかし実際に判決が下されたのは、それから3年以上経過した2017年の8月になってからのことだった。長くかかった審理では、チェロキー族と「チェロキー族の解放民」がたどってきた歴史や、これまで連邦裁判所やチェロキー・ネイションの裁判所で続けられてきた裁判の過程が、今回の裁判と関係がある過去の判例に言及しながら整理し直され、それに基づいて1866年の条約によって「チェロキー族の解放民」やその子孫はチェロキー・ネイションにおいて他のチェロキー市民と同様に市民権を持つ権利を得たと解釈できるのか、さらにはチェロキー・ネイション側が主張しているように、1906年の文明5部族法が1866年の条約の内容を改変して「チェロキー族の解放民」のチェロキー市民権を無効化しているのかについて仔細に検討された。その上で裁判所は、文明5部族法の規定は1866年の条約に対しては何ら影響を与えるものではないとしつつ、以下のように判決した。

チェロキー・ネイションは、解放民の市民権を得る権利が、実際は生まれながらのチェロキー族の権利と結びついたものであるにもかかわらず、チェロキー・ネイション憲法と結びついたものとして扱うという誤りを犯している。さらに言えば、解放民の市民権を得る権利は、ただチェロキー・ネイション憲法のみに基づいて存在しているわけではないため、憲法を修正するだけで、それを消滅させることはできない。・・・

Motion for Summary Judgment, Memorandum of Points and Authorities in Support Thereof, and Opposition to the Cherokee Nation and Principal Chief Baker's Motion for Partial Summary Judgment, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-CV-01313 TFH, January 31, 2014, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2014/02/2014-01-31-federal-defendants-motion-and-memo-in-support-cross-motion-for-partial-summary-judgment-and-opposition-to-chokeee-motion.pdf> (accessed January 5, 2022); *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann, et al. v. Cherokee Nation, et al. and Sally Jewell et al.*, Reply Memorandum in Support of Cherokee nation and Principal Chief's Moton for Partial Summary Judgment, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-cv-01313(TFH), February 28, 2014, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2014/03/239-chokeee-nation-reply.pdf> (accessed January 5, 2022); *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann et al. and Sally Jewell et al.*, the Department of Interior's Reply in Support of motion for Summary Judgment and Surreply to the Cherokee Nation and Principal Chief Baker's Motion for Partial Summary Judgment, United States District Court for the District of Columbia, case no. 1:13-CV-01313 TFH, March 28, 2014, <https://turtletalk.files.wordpress.com/2014/03/243-federal-defendants-reply-to-chokeee-opposition-to-cross-motion-for-partial-summary-judgment.pdf> (accessed January 5, 2022).

79 "Federal Judge Hears Argument in Cherokee Freedmen Dispute," *Indianz.com*, May 6, 2014, <https://www.indianz.com/News/2014/013541.asp> (accessed January 6, 2022).

この判決の結果によっても、自らの構成員を決定するというチェロキー・ネイションの主権が及ぶ範囲は、1866年の条約をチェロキー・ネイションが履行した後に主権が及んでいた範囲と何ら変更はない。チェロキー・ネイションは、この条約によって、部族の構成員を決定する自らの権利が制限され得ることを受け入れたのである。・・・チェロキー・ネイションは自らの市民を適切だと思ふように決定し続けることができるが、それは生まれながらのチェロキー族と解放民の子孫たちに関して平等かつ公正に行わなければならない。・・・ゆえに1866年の条約の第9条によって、チェロキー族の解放民（やその子孫—引用者付記）は現在もチェロキー・ネイションにおいて、生まれながらのチェロキー族が持つ権利と同等の市民権を保持しているということになる。⁸⁰

10. 判決を受けたチェロキー・ネイションの対応

この「チェロキー族の解放民」の子孫と内務省の主張が受け入れられた判決に対して、チェロキー・ネイションがどのように対応するのかに注目が集まったが、チェロキー・ネイションの司法長官トッド・ヘンブリー(Todd Hembree)は判決の翌日に声明を発表し、チェロキー・ネイションは控訴するつもりはないと明言した。さらにヘンブリーは声明を出すと同時に、チェロキー・ネイション最高裁判所に対して、連邦地方裁判所の判決に従って「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権取得を否定した2007年の憲法修正の無効を宣言し、「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権登録を再開させる職務執行命令を出すように求めた。この要請に対して最高裁判所はすぐに応え、2007年以来停止していたドーズ委員会名簿に祖先がたどれる「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権登録がチェロキー・ネイション市民権登録局によって再開された。⁸¹ 一方2011年の大族長再選

80 *Cherokee Nation v. Raymond Nash, et al. and Marilyn Vann et al. and Sally Jewell et al.*, Memorandum Opinion, United States District Court for the District of Columbia, civil action no. 13-01313(TFH), August 30, 2017, USCOURTS-dcd-1_13-cv-01313-5.pdf (govinfo.gov) (accessed January 5, 2022).

81 “Hembree Won’t Appeal Federal Freedmen Ruling,” *Cherokee Phoenix*, September 1, 2017, https://www.cherokeephoenix.org/news/hembree-wont-appeal-federal-freedmen-ruling/article_97ba22b7-02b5-5d3c-87e1-324128d2f565.html (accessed January 7, 2022); *In Re: Effect of Cherokee Nation v. Nash and Vann v. Zinke*, Preliminary Order Granting Declaratory Action and Petition for Writ of Mandamus, Supreme Court of the Cherokee Nation, case no. SC-17-07, September 1, 2017, <https://www.cherokeecourts.org/Portals/cherokeecourts/Documents/Supreme%20Court/Order%20and%20Opinions/SC-17-07%202-Order%20%209-1-17.pdf?ver=2021-02-26-135512-003> (accessed January 8, 2022); “Freedmen Descendants Begin Applying for CN Citizenship,” *Cherokee Phoenix*, September 25, 2017, <https://www.cherokeephoenix.org/news/freedmen->

拳において、ながらく「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権取得に反対してきたチャド・スミスを破ってチェロキー・ネイションの大族長となったビル・ジョン・ベイカー (Bill John Baker) も、2017年9月初旬の一般教書演説で、「・・・我々は想像を絶する苦難を耐えたチェロキー族の末裔である。・・・我々の解放民の兄弟や姉妹たちも、あの涙の旅路を我々とともにたどってきた。・・・我々はすべての当事者のために癒しを始める手段を講じつつある。その問題はあまりにも長きにわたり、あまりにも多くの人々に苦痛を与え、我々自身の社会にあまりにも大きな分裂をつくる原因となってきた。・・・癒しを始めよう。そうすれば、我々はよりよき未来のためにともに進み始めることができるのだ」と判決を受け入れて、対立を解消していく姿勢を示した。⁸²

このようなチェロキー・ネイション政府の姿勢の背景には、これ以上裁判を続けても連邦裁判所において勝訴する見込みが薄く、この段階で問題の幕引きを図ることの方が賢明であるとの判断があった。それは以下の司法長官ヘンブリーが『ワシントン・ポスト』紙に寄稿した控訴を断念した理由の説明からも窺える。

・・・何十年にもわたり、条約の意味するところについての法廷闘争が続いてきた。今日我々はその答えを手にし、解放民の子孫には生まれながらのチェロキー族と同じ権利と特権を持つ市民となる資格があると条約は定めているのだと理解した。・・・チェロキー・ネイションはこの結果を受け入れるが、その決定にいたるのはたやすいことではなかったし、一部の人々にとってその決定を受け入れるのはたやすくはないだろう。チェロキー・ネイションや他のインディアン国家には、連邦裁判所の条約の解釈を受け入れることは、我々の国々の「主権」や固有の自決権が制限されることだと感じて、我々がチェロキー・ネイションの市民から解放民の子孫を排除する権利のために戦い続けるべきだと考えている人々がいる。しかし私には、判決を受け入れ、この分裂を生み出す問題を乗り越えていくようチェロキー・ネイションを導くことが、チェロキー族の主権を行使することだと思われる。・・・この痛々しい我々の分裂を長引かせていくことより、包摂こそ我々を強くするものだ。・・・裁判所はチェロキー・ネイションを支持する判決を出さなかったが、私はそれを敗北と見なしていない。・・・戦わないと決めることで、我々みな勝利することもあるのだ。⁸³

descendants-begin-applying-for-cn-citizenship/article_f4e55df6-3908-51e3-9f95-a63e563d595d.html (accessed January 7, 2022).

82 “Cherokee Nation Accepts Court Ruling and Welcomes Freedmen for Citizenship,” *Indianz.com*, September 5, 2017, <https://www.indianz.com/News/2017/09/05/ Cherokee-nation-accepts-court-ruling-and.asp> (accessed January 7, 2022).

83 “Cherokee Nation: Extending Citizenship to Descendants of Former Slave is ‘the Right Thing to do.’” *Washington Post*, September 15, 2007, <https://www.washingtonpost.com/news/post-nation/wp/2017/09/15/why-the-cherokee-nation-is->

しかし、司法長官ヘンブリーも指摘しているように、チェロキー・ネイション内にはこのようなチェロキー・ネイション政府の姿勢に不満を持つ人々もおり、2017年12月にはチェロキー・ネイション議会において、チェロキー・ネイションの主権を守るために、チェロキー・ネイション司法長官が連邦控訴裁判所へ控訴するよう求める法案が提出された。しかしこの法案に対しては、無期限棚上げの反対提案がなされ、採決の結果そのように決定した。⁸⁴ またこれとは別に、同じ12月にチェロキー・ネイション議会議員3名を含むチェロキー・ネイション政府の姿勢に不満を持つ人々が、チェロキー・ネイション最高裁判所に対して、議会での法案と同じくチェロキー・ネイション司法長官が連邦裁判所に控訴するよう求める申し立てを行ったが、2018年5月に最高裁判所はその申し立てを却下する決定を下した。その一方で、このような政府の姿勢に不満を持つ人々からの圧力を受け続けていたヘンブリーの後任である現司法長官のサラ・ヒル (Sara Hill) は、2021年2月にそれに対抗して、「チェロキー族の解放民」とその子孫が市民権を獲得し、またそれを行使することをこれまで阻んできた「血統による」という文言を、憲法を含めたあらゆるチェロキー・ネイションの法律の条文から削除するよう求める申し立てを行った。これに対して最高裁判所は同じ2月に、この問題についてこれまで何も対応してこなかったチェロキー・ネイション議会の不作為などを批判しつつ、ヒルの申し立てを全面的に認める判断を示し、あらゆるチェロキー・ネイションの法律から上記の文言を削除するよう命令を発した。⁸⁵ そしてその命令が実行されたことにより、チェロキー・ネイションにおいてこれまでの憲法では「血統によるチェロキー族」以外には禁じられてきた公職に就く権利なども含め、「チェロキー族の解放民」やその子孫たちが、「血統によるチェロキー族」とあらゆる面で同等の市民権を得られることが法的にも確定した。

このようなチェロキー・ネイションの変化を象徴する出来事として、2021年9月には、長らくチェロキー・ネイションとの法廷闘争を先頭に立って闘ってきた文明5部族解放民

ending-its-decades-old-fight-to-deny-citizenship-to-descendants-of-its-former-slaves/ (accessed January 7, 2022).

84 2017 Sovereignty Protection Act, Legislation Details, file no. 17-138, Council of the Cherokee Nation, December 11, 2017, file:///D:/doenloderd/Legislation%20Details%20(With%20Text).pdf (accessed January 11, 2022); Meeting Minutes-Final, Rules Committee, Council of the Cherokee Nation, December 11, 2017, file:///D:/doenloderd/Minutes.pdf (accessed January 11, 2022).

85 *In Re: Effect of Cherokee Nation v. Nash and Vann v. Zinke*, Final Order, Supreme Court of the Cherokee Nation, case no. SC-17-07, February 22, 2021, <https://www.cherokeecourts.org/Portals/cherokeecourts/Documents/Supreme%20Court/Order%20and%20Opinions/SC-17-07%2037-Final%20Order%202-22-21.pdf?ver=2021-02-26-135726-990> (accessed January 7, 2022). なお、「血統による～」という文言が削除された1999年の改正チェロキー・ネイション憲法は以下を参照。<https://www.cherokee.org/media/lsufapj1/constitution-of-the-chokeee-nation-1999-online.pdf> (accessed January 8, 2022).

子孫協会会長のマリリン・ヴァンが、現チェロキー・ネイション大族長のチャック・ホスキン・ジュニア（Chuck Hoskin, Jr.）からの指名を受けて、解放民出身者としては初めてチェロキー・ネイション政府の役職である環境保護委員会委員に就任することがチェロキー・ネイション議会において承認された。⁸⁶これは、現在のチェロキー・ネイションによる解放民の名誉回復と「癒し」へ向けた一つの試みであると言える。

おわりに

以上のような過程を経て、チェロキー・ネイションは「チェロキー族の解放民」やその子孫たちを再び市民として受け入れるようになったのであるが、そもそもなぜチェロキー族は血統主義にこだわり、ドーズ委員会名簿を根拠に「血統によるチェロキー族」以外の人々を市民権から排除しようとしてきたのであろうか。実際のところ、アメリカ政府から派遣された係官が登録実務を担い1907年に完成したドーズ委員会名簿は、当時の、そして現在でも続く主流社会の人種意識によって、チェロキー・ネイションの市民を「血統によるチェロキー族」、「デラウェア族出身のチェロキー族」、「結婚によってチェロキー族になった者」、「チェロキー族の解放民」に分類していたが、あくまでもそのような分類は、少しでも黒人の血統をひいているように見える身体を持つ者を「黒人」に振り分ける「血の一滴のルール」に基づく恣意的な分類にすぎなかった。それゆえ、その時々登録官の判断によって、登録申請をしてきたチェロキー・ネイションの市民がどの区分に登録されるかは変わる可能性があり、厳密に生物学的な意味での血統主義に立った分類が現場で行われていたわけではなかった。その結果、1997年にチェロキー・ネイションの市民権登録官を相手取って訴訟を起こしたバーニス・リグズの場合のように、祖先がチェロキー族の血統をひいていることが裁判所で認められても、その祖先がドーズ委員会名簿では「チェロキー族の解放民」にしか登録されていなかったことを理由に、市民権登録をチェロキー・ネイションから拒否されるという事態が起こっていたのである。このリグズの祖先のようなチェロキー族と混血していた解放民たちは相当数いたと考えられているが、ドーズ委員会名簿が作成された当時、そのような解放民は、ほとんどの場合「チェロキー族の解放民」に分類された。しかしその一方で、チェロキー・ネイションでは、市民権登録申請者に対して、ドーズ委員会名簿の「血統によるチェロキー族」に分類された祖先を持ってさえいれば、どのようにチェロキー族の血統割合が少なくとも市民権登録が可能であったため、白人との混血者で「血統によるチェロキー族」を祖先に持つ人々が大量に市民権登録を行

86 “Marilyn Vann Becomes the First Person of Freedmen Status in Cherokee Nation Government,” *High Country News*, September 28, 2021, <https://www.hcn.org/articles/indigenous-affairs-interview-marilyn-vann-becomes-the-first-freedmen-in-choerokee-nation-government> (accessed January 8, 2022).

い、チェロキー・ネイションの人口を増加させてきた。このチェロキー族の「白人化」の流れと対照的に、かたくなに「チェロキー族の解放民」やその子孫の市民権登録を拒否する姿勢を続けてきたことが、チェロキー・ネイションに対する内外からの人種差別という批判を招いたのである。

以前発表した論考では、このようなチェロキー・ネイションの「チェロキー族の解放民」やその子孫を血統主義に基づいて市民から排除する姿勢の背景には、黒人と白人の間の「血の一滴のルール」ばかりではなく、先住民と黒人の間にある「血の一滴のルール」や先住民と白人の間にある「血の一滴のルール」が影響していると指摘した。⁸⁷つまり、黒人と白人や先住民との混血者は、白人とも先住民とも分類されず黒人と見なされるのに対して、先住民と白人の混血者は、先住民の血統割合が減少すると人種の境界を越えて白人として見なされることもあるが、本人がそう主張すれば先住民と見なされ、また周囲からもそう扱われる傾向があるので、チェロキー・ネイションが人種的な意味で先住民国家と存続していこうとする場合に、白人との混血者を受け入れていくことには、あまり抵抗を感じていないという構造があるということである。このことは、現在でもアメリカ東部や南部に残存している先住民部族の一部が、白人至上主義の影響で歴史的に黒人との混血を繰り返してきた結果、しばしば身体的に黒人化しており、そのことによって周囲の社会からその先住民性を疑われているということと比較すると、非常に対照的である。

しかし、はたして先住民性とは人種によって規定されるものなのであろうか。単純化し過ぎると批判されることを承知で言えば、民族あるいはエスニック・グループとは第一に文化を基盤に成り立つものだという説明に従い、チェロキー族も文化的にチェロキー族であることを担保しつつ、人種的な多様性を抱えつつも、民族として、またチェロキー・ネイションという先住民国家として存続していくことは可能ではないだろうか。このことは、いみじくも長年にわたってチェロキー・ネイションと法廷闘争を繰り返してきた「チェロキー族の解放民」の子孫であるマリリン・ヴァンが、かつてチェロキー・ネイションに投げかけた「チェロキー・ネイションは『人種』なのか、それとも『国家』なのか」⁸⁸という本質的な問いかけへの回答であるようにも思われる。「チェロキー族の解放民」やその子孫を再び市民に迎え、またこれまで通り血統割合に制限をつけずに白人との混血者を市民に迎え続ければ、チェロキー・ネイションの人種的な多様性はますます拡大していくことになるであろう。それでもチェロキー・ネイションが先住民国家であり続けていくためには、文化的に先住民であり続けることがより重要になってくると考えられる。ただしこの文化の継承という課題は、圧倒的な少数派としてアメリカ社会で生きる現在の先住民部族にとって、たやすいものではない。

87 註6、佐藤「チェロキー族における『市民権問題』」参照。

88 “Cherokee Chief Calls for an ‘Indian’ Nation by Blood,” *supra* n. 43.

さらに、もう一つ重要な問題として、チェロキー・ネイションがいくら「チェロキー族の解放民」やその子孫を市民として受け入れるようにしたからと言って、それによって先住民部族の構成員資格をめぐる人種主義が解決したことにはならないということもつけ加えておきたい。チェロキー・ネイションが、現在でもその市民権取得の可否を、アメリカ政府が人種主義に基づいて恣意的に作成した名簿に依拠して判定し続けているという事実は深刻である。そもそも自分たちが何者であるかというアイデンティティを判断する際に、自分たちを支配してきた他者による人種主義的な基準に依存しなければならないということは、それはとりもなおさずその支配者側の人種主義を内面化することになる。ただし、このことはチェロキー族だけの問題ではない。現在多くの先住民部族では、チェロキー・ネイションと同様に、アメリカ政府が過去に作成した部族民名簿に部族民資格申請者の祖先がたどれるかどうか、そしてそのたどることができた祖先との血縁関係の証明によって内務省インディアン局が発給するCDIBが示す血統割合に一定の制限を設けて、部族民となる資格の有無を判定している。その点から言えば、血統割合の多寡を問わないチェロキー・ネイションのほうがよほど人種主義的ではないようにも見えるが、この部族民資格の有無をどのような方法で判定するのかという問題は、多くの先住民部族が抱えている共通課題である。

そもそも過去にアメリカ政府が作成した先住民部族の部族民名簿は、人種主義的な問題があるばかりでなく、チェロキー族の例を見るまでもなく、その精度にも疑問があるものである。そうであるにもかかわらず、なぜそれに依拠した部族民資格の判定が続くのかと言えば、それはアメリカ政府が支出する各種の先住民部族向けの財政的援助を部族政府が受け取り、それを部族民に分配する際に、それを受給する資格の審査が、アメリカ政府の方針によってしばしばCDIBに基づいて行われているからである。結局のところ、先住民部族が国家を再建して、どれほど自らの主権を行使しようとしても、経済基盤が脆弱でアメリカ政府の援助に頼らざるを得ず、また政治的にはあくまでアメリカ政府の承認のもとに「準主権国家」のような地位を与えられているにすぎないという状態では、その主権の行使には自ずと限界がある。そしてそれはその先住民国家の存立基盤たる、だれがその先住民国家の構成員となれるのかを決定する際にも同じと言える。

本文の最後で述べた通り、チェロキー・ネイションは2021年になり憲法を含むあらゆる法律の条文から「血統による」という人種主義的文言を削除した。このような修正の結果、長らく内務省から承認を拒否されてきた1999の改正チェロキー・ネイション憲法も、ついに2021年5月にその承認を獲得することができた。この内務省の決定について、バイデン政権においてアメリカ先住民として初めて内務長官に就任したデブ・ハーランド(Deb Haaland)は、「チェロキー・ネイションが行った措置は、この長年にわたる問題に幕を引き、チェロキー族の解放民に対するチェロキー・ネイションの義務を厳粛に果たすものである。・・・本日の決定は、部族内の紛争を解決していく最良の方法は、部族の自

治であることを証明している。我々は他の部族も解放民に対する彼らの道徳的、法的義務を果たすために同じような措置を採ることを奨励するものである」と述べた。⁸⁹ このハーランドに発言は、チェロキー・ネイションと同様に黒人奴隷を所有していた過去があり、現在解放民の子孫から市民権の付与を求められているオクラホマ州の他の文明 4 部族に、チェロキー・ネイションの例に倣うよう促したものであるが、筆者はむしろその発言の前段に注目する。ハーランドは、解放民の子孫に自主的に市民権を付与して、自らの判断でこの問題を解決していくことこそが先住民国家の自治の行使になると主張しているが、仮に人種差別と見なされる解放民の子孫の市民権からの排除を自主的に解決したとしても、依然としてそれぞれの先住民国家がその市民権をアメリカ政府が作成した部族民名簿や CDIB などの人種主義的な判断基準に依拠しながら決定し続けるとするならば、それでどこまで問題を解決したことになるのだろうか。そのような観点から筆者には、ハーランドの発言が、アメリカ政府の先住民政策に内包されてきた人種主義を放置したまま、先住民国家にのみ人種主義の解決を求める無責任な発言に聞こえてならない。

89 “Secretary Haaland Approves New Constitution for Cherokee Nation, Guaranteeing Full Citizenship Rights for Cherokee Freedmen,” Press Releases of U. S. Department of the Interior, May 12, 2021, <https://www.doi.gov/pressreleases/secretary-haaland-approves-new-constitution-choerokee-nation-guaranteeing-full> (accessed December 8, 2022).

付録：チェロキー・ネイションにおける「解放民」の市民権問題（年表）

年（月）	主な出来事
1827年	最初のチェロキー・ネイション憲法の制定
1830年	インディアン強制移住法の制定
1835年	チェロキー族の移住を定めた条約（ニュー・エチョータ条約）の締結
1838～39年	インディアン・テリトリー（現オクラホマ）への強制移住（「涙の旅路」）
1839年	1839年のチェロキー・ネイション憲法の制定
1861～65年	南北戦争
1863年2月	チェロキー・ネイションにおける奴隷解放宣言
1866年7月	アメリカ政府との講和条約により奴隷解放と解放民への市民権の付与を約束
11月	チェロキー・ネイション憲法の修正による奴隷解放と解放民への市民権付与
1883年	チェロキー・ネイション議会在、領土の売却益の分配対象を血統によるチェロキー市民に限る法律を制定
1887年	先住民部族と保留地の解体を目的とする一般土地割当法（ドーズ法）の制定
1889～93年	部族資産の分配対象を確定するためのウォーレス名簿の作成
1893年	1893年のインディアン歳出法により、一般土地割当法がチェロキー・ネイションにも適用されることが決定
1896～97年	部族資産の分配対象を確定するためのカーン・クリフトン名簿の作成
1898年	インディアン・テリトリーの諸部族の解体を目的とするインディアン・テリトリー住民保護法（カーティス法）の制定
1899～1907年	インディアン・テリトリーの諸部族の部族民に対する個人所有地割り当てのためのドーズ委員会名簿の作成
1906年	インディアン・テリトリー及びチェロキー・ネイションの解体
1907年	オクラホマ州の設置
1934年	インディアン部族の再建を認めるインディアン再組織法の制定
1946年	先住民部族との過去の清算を目指すインディアン請求員会の設置
1971年8月	チェロキー族における大族長選挙が実施されW・W・キラーが当選
1975年10月	1975年のチェロキー・ネイション憲法の制定
1976年6月	憲法の規定に基づく政府が樹立されチェロキー・ネイションが再建
1983年	チェロキー・ネイション議会在が市民権登録の際に「血統によるチェロキー族」の子孫であることの証明を義務化
1984年6月	ロジャー・H・ネロら「チェロキー族の解放民」の子孫たちがチェロキー・ネイションや合衆国を相手取りオクラホマ州北部地区連邦地方裁判所に提訴
1988年	市民権登録委員会が「血統によるチェロキー族」との血縁証明で得られる内務省発行の血統割合証明書（CDIB）を市民権登録の際に提示させるというガイドラインを作成（1992年にチェロキー・ネイション議会在で法制化）

1989年12月	チェロキー・ネイションの主権免除が認められネロらが敗訴
1997年2月	「チェロキー族の解放民」の子孫バーニス・リグズが市民権登録官を相手取りチェロキー・ネイション控訴裁判所の提訴
1999年	1975年のチェロキー・ネイション憲法の改正
2001年8月	チェロキー・ネイションは市民権を決する完全な権限を持つ主権国家であるとの判決によってリグズが敗訴
2001年	「チェロキー族の解放民」の子孫マリリン・ヴァンらが文明5部族解放民子孫協会を設立
2003年8月	マリリン・ヴァンらが内務長官とチェロキー・ネイションを相手取り、2003年のチェロキー・ネイション総選挙の無効を求めてワシントンDCの連邦地方裁判所に提訴
2004年9月	「チェロキー族の解放民」の子孫ルーシー・アレンが市民権登録の際に「血統によるチェロキー族」との血縁証明を要求することは1975年のチェロキー・ネイション憲法に違反しているとしてチェロキー・ネイション控訴裁判所に提訴
2006年2月	チェロキー・ネイションの主権免除は合衆国憲法修正第13条や1866年の条約に関連する裁判では認められないとの判決でヴァンらが勝訴
3月	血縁証明の要求は1975年のチェロキー・ネイション憲法違反との判決によってアレンが勝訴
2007年3月	チェロキー・ネイションの国民投票の結果「チェロキー族の解放民」の子孫からの市民権剥奪が決定
5月	チェロキー・ネイション地方裁判所の決定により「チェロキー族の解放民」の子孫の市民権が暫定的に回復
6月	黒人議員連盟のダイアン・E・ワトソンが下院にチェロキー・ネイションとの政府間関係断絶を求める法案提出（2009年にも提出したがいずれも不成立）
2008年6月	マリリン・ヴァンらの訴訟の控訴審で連邦控訴裁判所がチェロキー・ネイションの主権免除を改めて認め、訴訟は下級審へと差し戻し
9月	アメリカ先住民住宅援助及び自決権再承認法制定
2009年2月	チェロキー・ネイションがレイモンド・ナッシュら「チェロキー族の解放民」の子孫たちと内務省を相手取り、オクラホマ州北部地区連邦地方裁判所に「解放民」の子孫たちの市民権が無効であることの確認を求め提訴
7月	マリリン・ヴァンらがワシントンDCの連邦地方裁判所に再提訴した訴訟とチェロキー・ネイションが提訴した訴訟の内容が類似しているとして一本化
2011年4月	チェロキー・ネイション最高裁判所が市民権問題におけるチェロキー・ネイションの主権を全面的に支持する判決を出し、チェロキー・ネイションの裁判所での訴訟がチェロキー・ネイションの勝訴で結審
2014年4月	ワシントンDCの連邦地方裁判所で一本化された訴訟の審理が開始
2017年8月	ワシントンDCの連邦地方裁判所が「チェロキー族の解放民」の子孫たちは1866年の条約によりチェロキー・ネイションの市民権の保持が保障されているとの判決を出し、チェロキー・ネイションもそれを受け入れて連邦裁判所での訴訟が「解放民」の子孫たちの勝訴で結審
2021年2月	チェロキー・ネイション最高裁判所がチェロキー・ネイション憲法などから「血統による」という文言の削除を命令

The “Freedmen” Citizenship Dispute in the Cherokee Nation

Madoka Sato

A Native American tribe, the Cherokees had adopted White culture from modern polity to slavery. They established an autonomous Indian nation known as the Cherokee Nation, modeled after the United States in the early 19th century. Over time, due to conflicts and broken treaties, their territory in the southeastern United States dwindled, until finally in the late 1830s, the Cherokees and their Black slaves were forced to remove to the Indian Territory, now Oklahoma. Although the Cherokees rebuilt the Cherokee Nation there, the Civil War devastated their territory. After the war, the Cherokee Nation had to sign the reconstruction treaty with the United States in 1866, promising to emancipate their slaves and give them national citizenship, because most Cherokees had sided the Confederacy during the war. But eventually the Cherokee Nation was dissolved when Oklahoma became a state in 1907, and the Cherokees and their freedmen became United States citizens.

The Cherokees rebuilt the Cherokee Nation of Oklahoma once again in the 1970s. Since then, they keenly tried to exclude descendants of “the Cherokee Freedmen” from its citizenry, insisting the Cherokee Nation has the sovereign right to determine who qualifies for their citizenship. They used the “Cherokee by blood” requirement to deny citizenship to individual descendants of “the Cherokee Freedmen.” But the descendants pushed back, resulting in a series of legal battles for several decades.

A long dispute and legal battles between the Cherokee Nation and descendants of “the Cherokee Freedmen” finally ended in 2017 when the United District Court for the District of Columbia ruled that descendants of “the Cherokee Freedmen” had full rights as Cherokee citizens under the treaty the Cherokee Nation made with the United States in 1866. Not only did the Cherokee Nation accepted the ruling but in 2021, the Cherokee Supreme Court ruled that the phrase “by blood,” which had been used as a criterion to deny the citizenship to the descendants, was void and should be removed from all the Cherokee Nation’s laws including the Cherokee Nation Constitution.

This article will examine the historical process of the dispute from the 19th century to the present. It will compare the arguments of parties, including descendants of “the Cherokee Freedmen,” the Cherokee Nation, and the United States government by exploring statutes and court documents of the Cherokee Nation and the United States, and also examining national and local media coverage. And finally, a few concluding observations will be presented regarding racial connotations of the dispute, why the Cherokee Nation had to accept the ruling, and how this issue fits into the larger nature of contemporary United States Native American polity.